



第4期水上村地域福祉計画

第3期地域福祉活動計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

健康でいきいき暮らせる
思いやりのあるむらづくり



令和7年3月

熊本県 水上村

水上村社会福祉協議会

はじめに

日ごろより、本村の福祉分野の取組に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本村では、これまで行政計画である水上村地域福祉計画と、社会福祉協議会による行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定し、行政・社会福祉協議会・関係機関・地域住民等が協働し、地域と福祉に関わる各種施策を総合的に推進してきました。

近年、国は「地域共生社会の実現」を大きな目標として掲げています。

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が、「支え手」「受け手」という関係を越えて「我が事」として参画し、お互いにつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

これに関連して直近の「第3期水上村地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画」策定後の国の動向をみると、社会福祉法等の改正を行い、市町村に対しては地域共生社会の実現に向けた更なる取組として福祉の各分野の連携や、住民による地域福祉活動の促進などを求めています。

現在、本村では、過疎化の深刻化、高齢者単身世帯の生活の維持などの課題を抱えており、福祉分野の取組の連携による様々な課題の解決や、福祉に関する住民同士の助け合いがより一層重要となっています。

これらのことからこの度、新たに「第4期水上村地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、『健康でいきいき暮らせる思いやりのあるむらづくり』を基本理念として、すべての村民が助け合いながら全員で地域に参加し、活躍するむらを目指します。

今後は、本計画に基づき、関係機関と連携し地域福祉に関する多様な取組を推進してまいりますので、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言を賜りました「地域福祉審議会」の皆様や、アンケート調査に御協力いただきました多くの村民の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

水上村長

水上村社会福祉協議会会長

中 嶽 弘 継

－ 目次 －

第1章	地域福祉計画の策定の趣旨	1
第1節	地域福祉計画の概要	1
第2節	国・県の動向	3
第3節	計画の法的根拠と位置づけ	6
第4節	計画の期間	8
第2章	水上村の状況	9
第1節	水上村の状況	9
第2節	アンケート調査結果	16
第3章	計画の基本理念	32
第1節	計画の基本理念	32
第2節	協働による課題の解決	33
第3節	圏域の設定	34
第4節	SDGsの推進を踏まえた取組	35
第5節	計画の体系	36
第4章	施策の展開	38
基本目標1	支援が必要な一人ひとりを支えるやさしいむらづくり	38
基本目標2	互いに支え合うあたたかいむらづくり	47
基本目標3	安全安心に暮らし続けられるむらづくり	58
第5章	成年後見制度利用促進基本計画	64
第1節	計画策定の趣旨	64
第2節	計画の概要	65
第3節	取組の方針	66
第6章	再犯防止推進計画	72
第1節	計画策定の趣旨	72
第2節	計画の概要	73
第3節	水上村の再犯防止を取り巻く状況	74
第4節	取組の内容	75
第7章	計画の推進体制	79
第1節	計画の推進体制	79
第2節	計画の進行管理	80
資料編		82
第1節	水上村地域福祉審議会規則	82
第2節	水上村地域福祉審議会名簿	83

第1章 地域福祉計画の策定の趣旨

第1節 地域福祉計画の概要

(1) 地域福祉計画策定の目的

現在わが国では、少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

これまで国は、高齢者や障がい者、子どもといった対象者、生活困窮や保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきました。

しかし、「8050 問題※1」や「ダブルケア※2」、近年問題視されつつある「ヤングケアラー※3」等、地域福祉における問題は複雑化・複合化してきています。

このような状況を踏まえ、国は、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その中で「高齢者、障がい者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指す」という方向性を示しました。

これを受けて、厚生労働省は、同年 7 月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性を示し、具体策の検討に着手しており、地域福祉については、その目的や取組が地域共生社会の実現と通じるとして、平成 29 年と令和 2 年に、社会福祉法等の改正を行っています。

現在、水上村では、人口の減少と少子高齢化を背景とした高齢者世帯の見守り等の必要性の増加や地域福祉活動の担い手の不足、日ごろからのつながりや助け合いの維持など、地域福祉がより一層重要となっており、行政や村民、地域団体、ボランティア、事業所等の地域に関わる者の役割や協働を明確にし、より実効性の高い計画を策定し、地域福祉の推進を図っていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、この度、「第 3 期水上村地域福祉計画・第 2 期地域福祉活動計画」が令和 6 年度で終了するにあたり、国の動向や村の現状を把握しなおし、新たな地域福祉の推進方策を定め、誰もが安心して共生できる水上村を実現することを目的として、「第 4 期水上村地域福祉計画・第 3 期地域福祉活動計画」を策定することとしました。

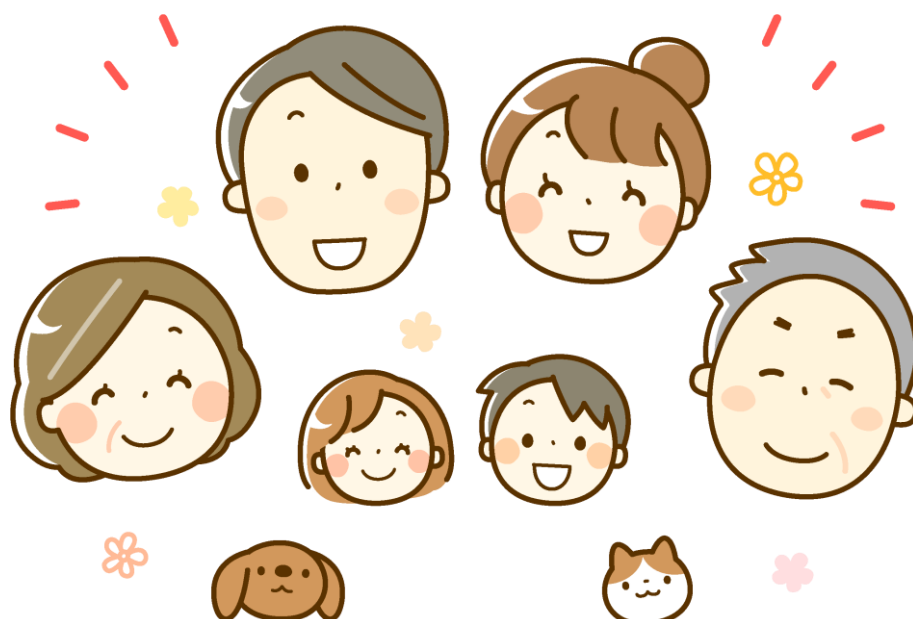
※1 8050 問題：80 代の親とひきこもり状態の 50 代の子が同居する世帯の孤立・困窮等に伴う問題

※2 ダブルケア：狭義では、育児と介護が同時期に発生することを指す。広義では、家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係（パートナーの介護と孫の世話など）を指す。

※3 ヤングケアラー：きょうだいの世話や高齢者の介護など、本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のことを指す。

(2) 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。



第2節 国・県の動向

(1) 地域福祉計画に係る国の動向

国は、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」にて「地域共生社会」の実現を目指す方針を示し、この方針に基づき法や制度の整備等を進めています。

水上村の現行の地域福祉計画策定後の動向として、令和2年6月に社会福祉法の改正を行うとともに、令和3年3月には地域福祉計画の策定ガイドライン等の改正を行い、地域共生社会の実現に向けて市町村が取り組むべき事項を定めています。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成29年 6月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (平成30年4月施行)	・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置づけ
平成29年 12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出	・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和2年 3月	第3期水上村地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画の策定	
令和2年 6月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布 (令和3年4月施行)	・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和3年 3月	通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての改正について」発出	・市町村地域福祉計画の策定ガイドラインである「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

(2) 新たな策定ガイドラインで示された地域福祉計画に盛り込むべき事項

策定ガイドライン、関連通知で示された盛り込むべき事項は以下のとおりです。

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 (16 項目) **【新規事項】**

○地域の課題や資源の状況に合わせて地域福祉の各分野を連携して実施する

- ・制度の狭間の課題への対応の在り方
- ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 など

2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 (5 項目)

- ・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- ・支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 など

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・地域住民、ボランティア団体、NPO 等の社会福祉活動への支援
- ・住民等による問題関心の共有化への動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ・地域福祉を推進する人材の養成

5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 **【新規事項】**

○以下の3つの施策を連携・協働し実施することで包括的な支援体制を整備する。

- ・「住民に身近な圏域」で住民が主体的に地域生活課題の把握・解決を試みることができる環境の整備
- ・「住民に身近な圏域」で地域生活課題の相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

6 その他（市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等） ※策定ガイドラインより

- ・市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

（３）熊本県の動向

熊本県では、第４期熊本県地域福祉支援計画（令和４年度～令和８年度）に基づき取組を推進しています。

第４期熊本県地域福祉支援計画は、都道府県地域福祉支援計画として、地域共生社会の実現に向けて、今後の県全体の地域福祉の姿や方向性、施策を示すものであるとともに、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定め、市町村が策定する地域福祉計画のガイドラインとなるものとして位置づけられています。

計画では、「互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指す姿として、熊本県独自の強みである「地域の縁がわ」等の地域資源を活かすとともに、過去の災害の教訓を踏まえ、住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる、災害にも強い、地域づくりを県民みんなで目指すものとし、７つの施策を掲げています。

第４期熊本県地域福祉支援計画の挙げる熊本県の３つの特徴

- ①「地域の縁がわづくり」や「地域の結びづくり」などの独自の取組を推進してきた。
⇒ 課題 地域共生社会の実現に向けた取組の更なる推進
- ②被災者の総合的な支援を行う地域支え合いセンターの運営や、被災地域コミュニティ形成支援の経験がある。
⇒ 課題 地域支え合いセンター等のノウハウを包括的な支援体制構築に活かす
- ③大規模災害の教訓を踏まえ、平時からの支え合い活動の重要性が認識されている。
⇒ 課題 地域福祉を推進する好機



計画の目指す姿

互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現

【施策体系】

- １ 福祉による地域づくり
施策１ 地域の縁がわづくり 施策２ 地域の結びづくり 施策３ 地域の人づくり
- ２ 災害にも強い地域福祉の推進
施策４ 大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進
施策５ 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進
- ３ 地域づくりを支える整備基盤
施策６ 地域サービスを適切に利用できる基盤づくり
施策７ 包括的な支援体制づくり

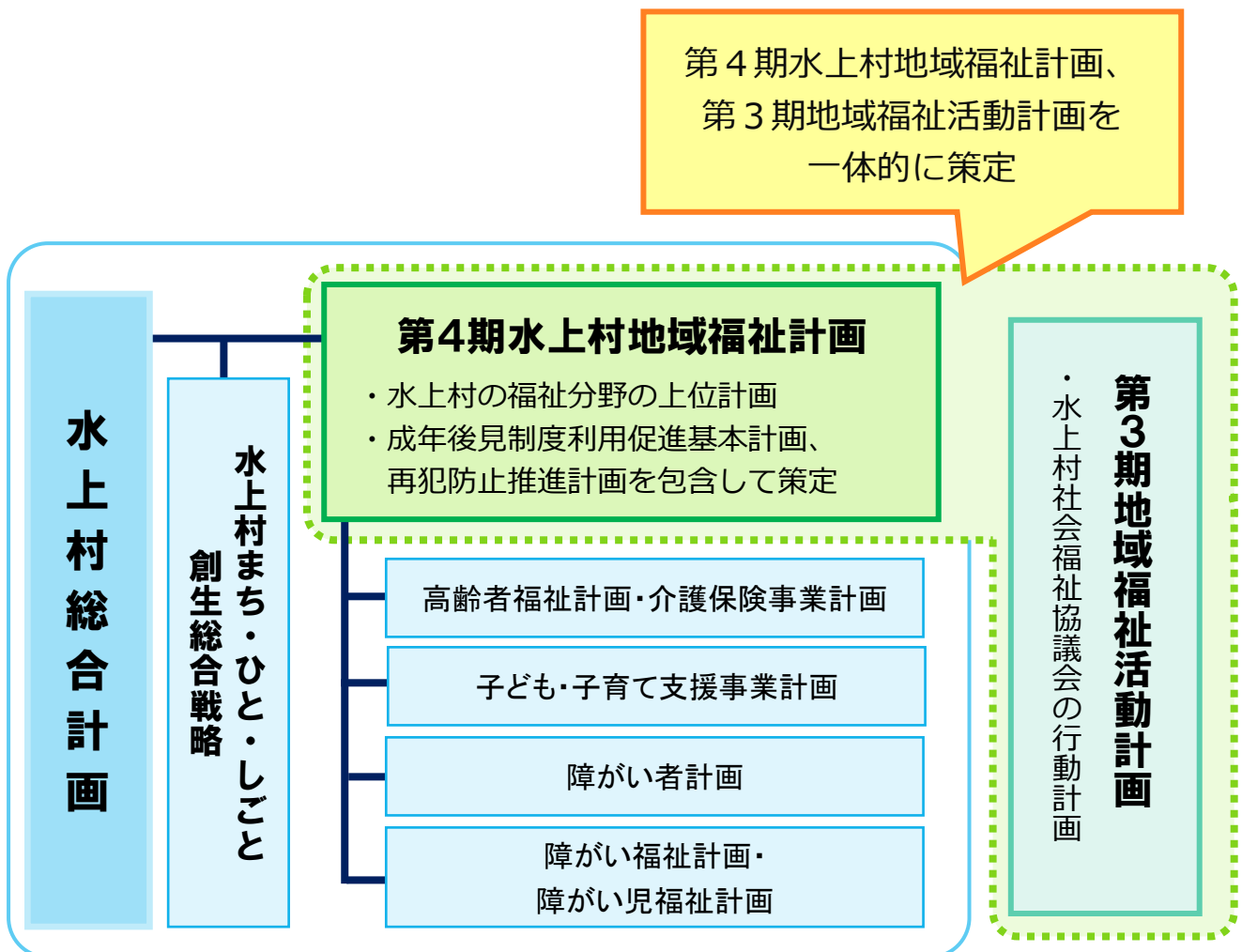
第3節 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の位置づけ

第4期水上村地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」と、水上村社会福祉協議会の行動計画である「水上村地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

また、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、「地方再犯防止推進計画」を包含して策定します。

あわせて、水上村の最上位計画である「水上村総合計画」の福祉分野の上位計画として位置づけ、福祉分野の個別計画である高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などの福祉分野の諸計画と調整・連携を図りながら、地域福祉について総合的かつ効果的に展開していきます。



■市町村地域福祉計画の根拠法

【社会福祉法】

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（２）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

地域福祉活動計画は、「すべての住民」、「地域で社会福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力し地域福祉を推進することを目的として、社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画です。

水上村では、第３期水上村地域福祉計画と第２期地域福祉活動計画を一体的に策定し、連携して地域福祉を推進してきました。

今後も地域福祉の推進のために村行政と水上村社会福祉協議会の連携が重要であることから、第４期水上村地域福祉計画と第３期地域福祉活動計画を一体的に策定し、相互に連携して地域福祉の推進を目指します。

（３）包含して策定する計画

地域福祉計画策定に関するガイドラインでは、福祉分野の諸計画など地域福祉計画と重なる部分がある計画は、地域福祉計画の一部として策定してよいとされています。

第４期水上村地域福祉計画・第３期地域福祉活動計画の策定にあたっては、「（１）計画の位置づけ」記載のとおり「市町村成年後見制度利用促進基本計画」「地方再犯防止推進計画」を包含して策定を行います。

①市町村成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき、認知症の方など判断能力が不十分な方の権利を擁護することを目的として「成年後見人」の利用を促進するために、利用支援の体制整備や周知に関する事項を定める計画です。

■市町村成年後見制度利用促進基本計画の根拠法

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【主な内容】

権利擁護支援のネットワークの体制整備、ネットワークの中核機関の整備・運営方針、成年後見制度利用に関する相談・周知・利用促進等に関する方針

②地方再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき、犯罪をした人等の中には様々な困難を抱えている方がいることを踏まえ、そのような人の再犯防止に向けた社会復帰支援を推進する計画です。

■地方再犯防止推進計画の根拠法

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

【主な内容】

再犯防止のための生活支援（就労や住居の確保支援、保健医療・福祉サービス利用、非行者の就学支援）、国・県関係者等との連携

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行うものとします。

第2章 水上村の状況

第1節 水上村の状況

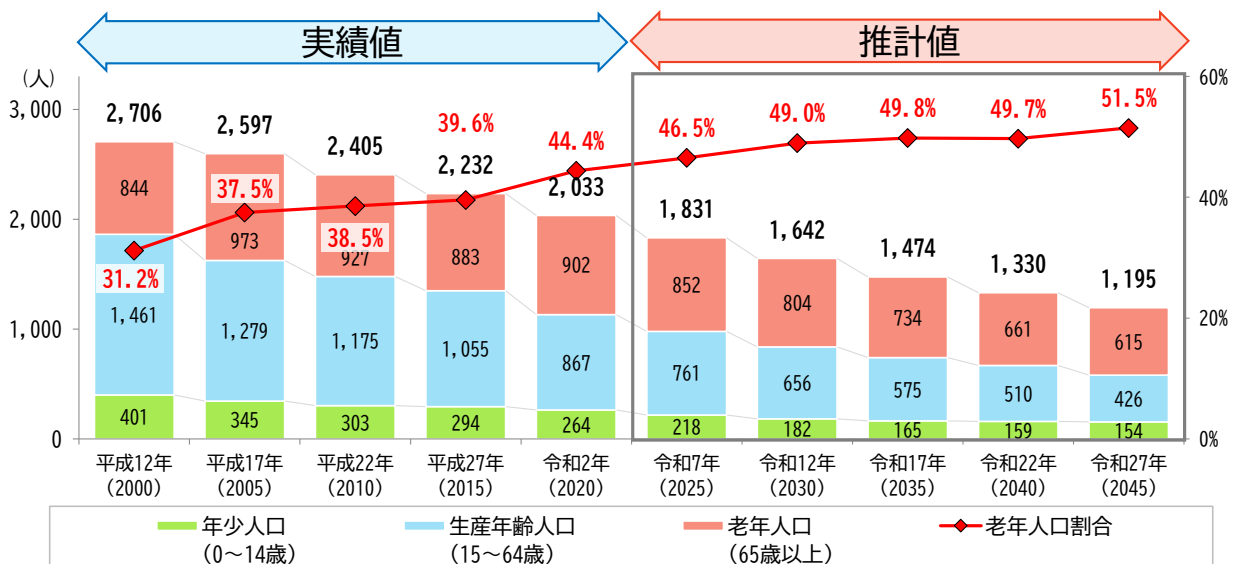
(1) 年齢三区分別人口の推移

水上村の人口は減少しており、令和2年国勢調査によると総人口は2,033人となっています。

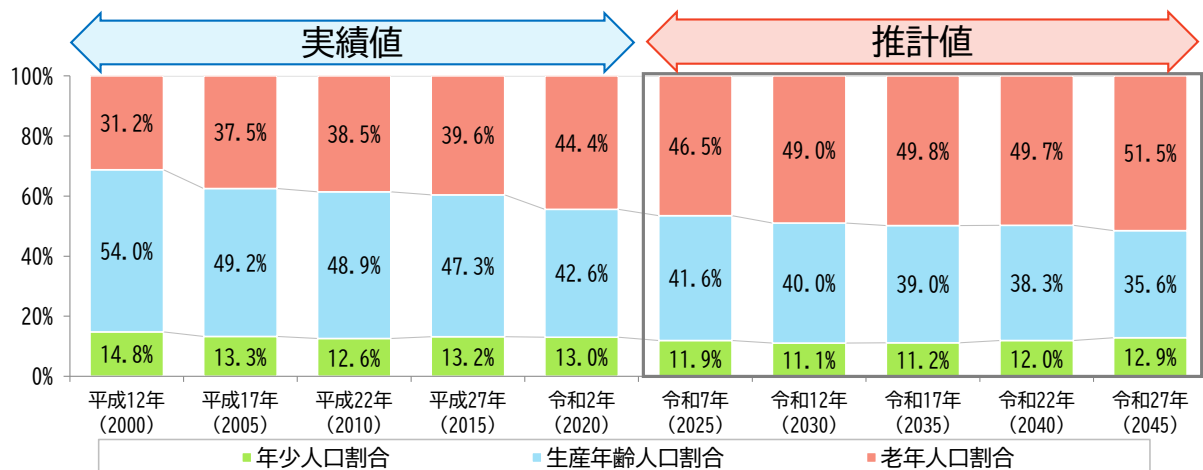
人口割合は、老年人口割合（高齢化率）が44.4%、生産年齢人口割合が42.6%、年少人口割合が13.0%と、老年人口割合が最も高くなっています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も人口は減少、高齢化率は上昇すると見られます。

■年齢三区分別人口の推移



■年齢三区分別人口割合の推移

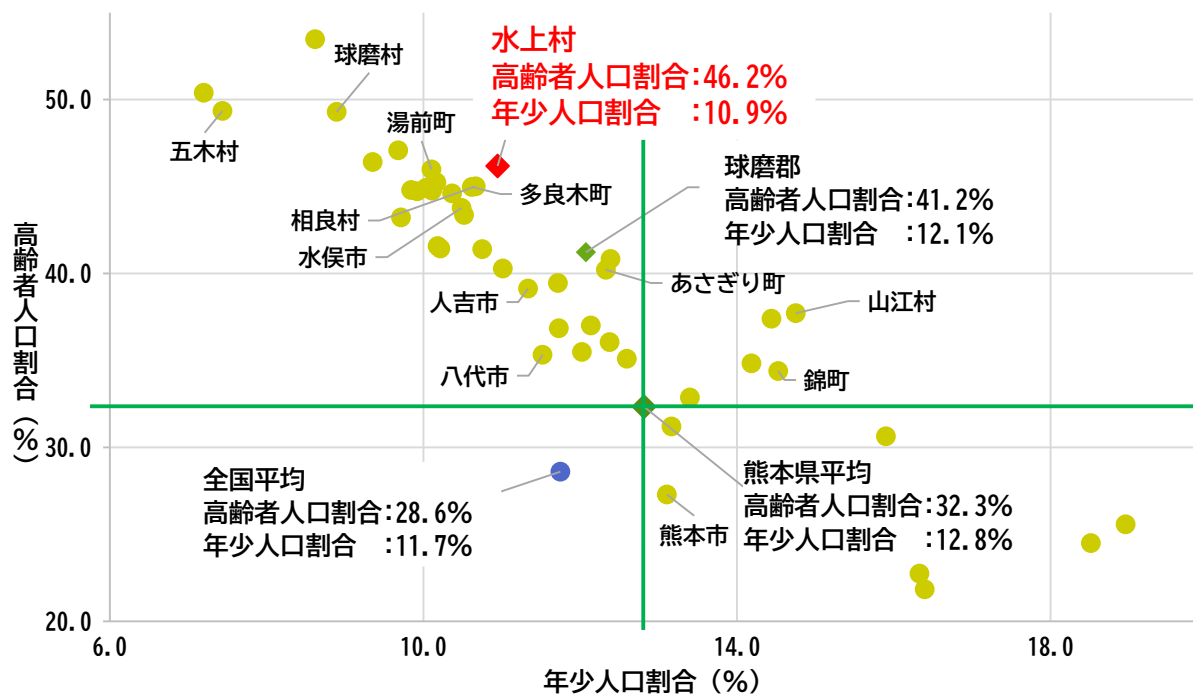


出典：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省

令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

高齢者人口割合と年少人口割合の分布をみると、水上村は、国・県よりも高齢者人口割合が高く、年少人口割合が低い層に属しています。

■年齢三区分別人口割合の推移

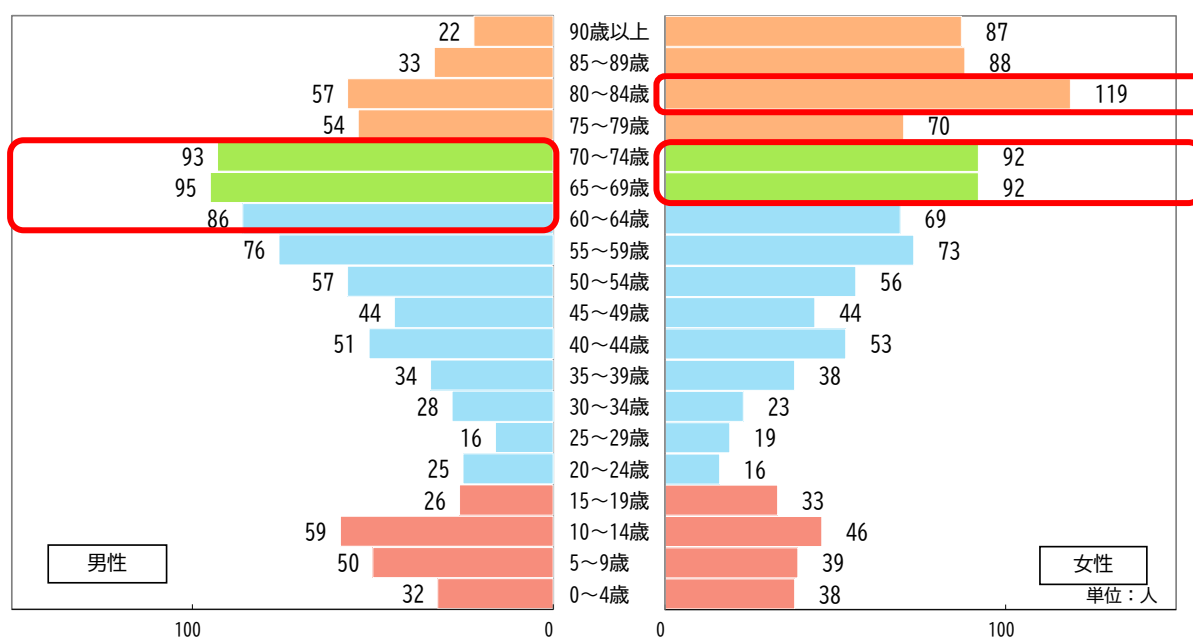


出典: 「令和2年国勢調査」総務省

(2) 年齢5歳階級別人口構成

令和2年国勢調査の5歳階級別人口構成をみると、男性では60～74歳の層が、女性では80～84歳、65～74歳の層が、それぞれ人口上位1～3位となっています。

■年齢5歳階級別人口構成



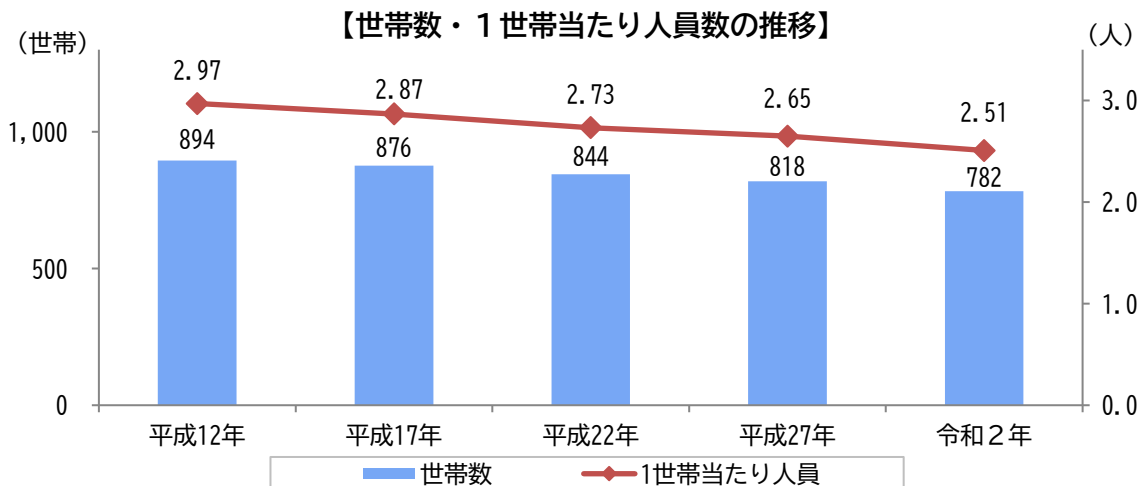
出典：「令和2年国勢調査」総務省

(3) 世帯等の状況

令和2年の一般世帯数は782世帯、1世帯当たり人員は2.51人となっています。

一般世帯数の減少割合についてみると、平成27年からの5年間で4.4%減(36世帯減)となっています。

■一般世帯数の推移



出典：「国勢調査」総務省

一般世帯の構成比をみると、三世帯世帯が11.00%(86世帯 県平均の1.8倍)、単独世帯のうち65歳以上の単独世帯が22.38%(175世帯 県平均の1.7倍)と、国・県と比較して特に高くなっています。

■一般世帯数の構成比

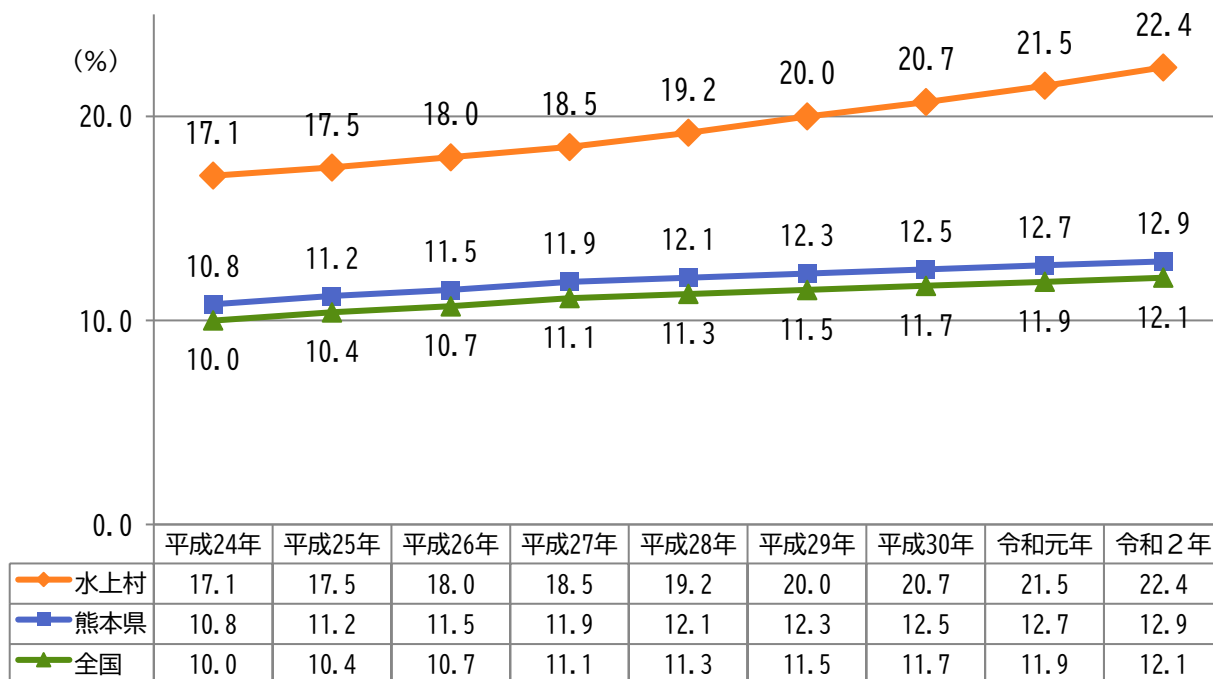
		総数	一般世帯	親族のみ世帯		核家族世帯	三世帯世帯	単独世帯	母子世帯	父子世帯
				うち18歳未満のいる世帯				うち65歳以上の単独世帯		
水上村 世帯数		786	782	552	147	398	86	229	175	7
構成比	水上村		100.00%	70.59%	18.80%	50.90%	11.00%	29.28%	22.38%	0.90%
	熊本県		100.00%	65.16%	20.82%	55.26%	6.10%	33.90%	12.89%	1.59%
	全国		100.00%	60.84%	19.17%	54.05%	4.20%	37.97%	12.06%	0.13%

出典：「令和2年国勢調査」総務省

※一般世帯数は、総世帯数から施設等の世帯数を除いた数。母子世帯、父子世帯はひとり親と20歳未満の児童からなる世帯。

65 歳以上の単独世帯の割合の推移をみると、平成 27 年以降は 0.7～0.9%ずつ増加しており、令和 2 年は 22.4%となっています。国・県と比較するとすべての年で上回っており、その差は年々大きくなっています。

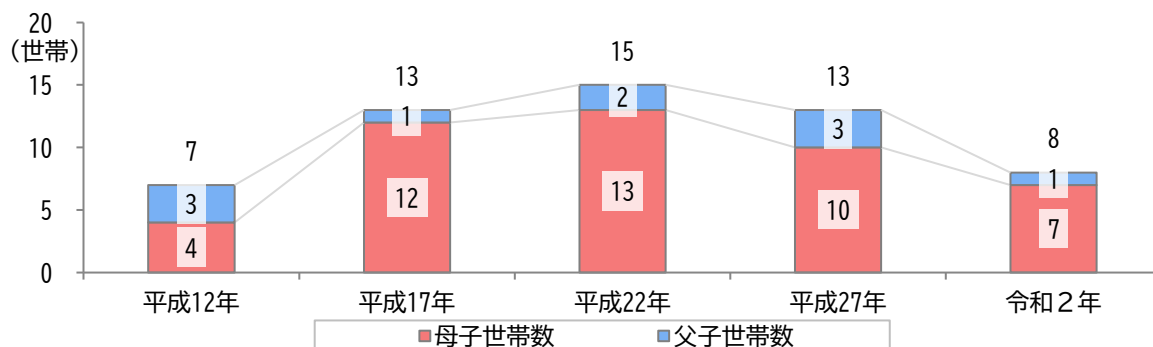
■65 歳以上の単独世帯の割合の推移



出典：「見える化システム」厚生労働省

ひとり親世帯数は、平成 17 年から平成 27 年は 10 世帯台となっていました。令和 2 年は減少し、8 世帯となっています。

■ひとり親世帯数



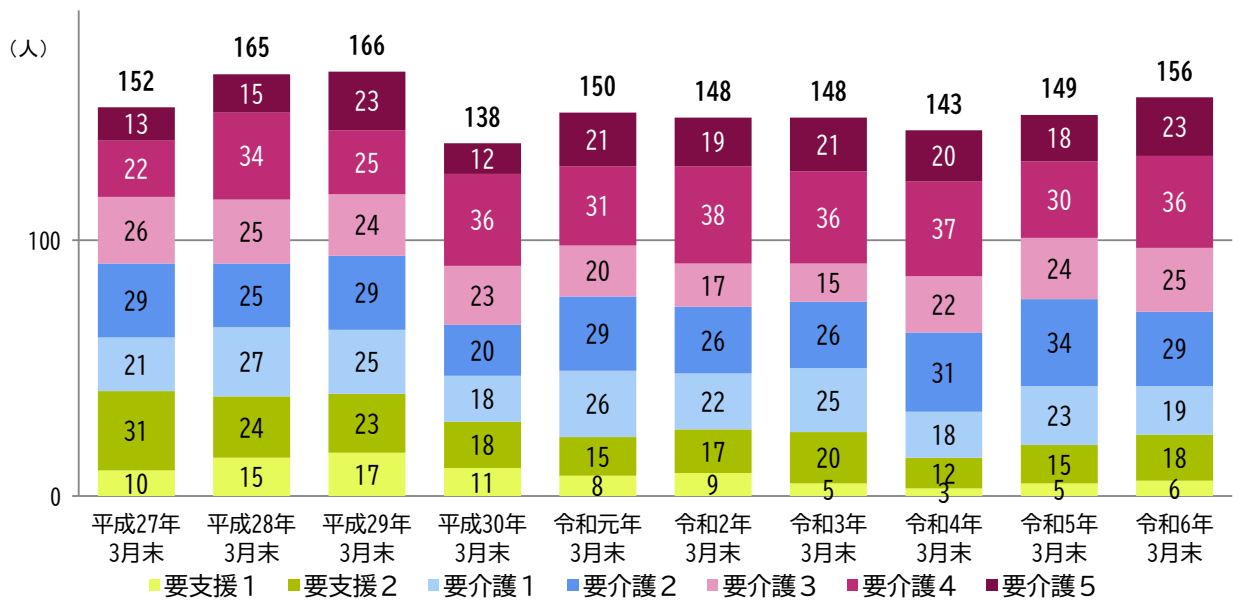
出典：「国勢調査」総務省

(4) 要介護（要支援）認定の状況

要介護（要支援）認定者数は、令和2年から令和5年は140人台となっていました
が、令和6年は156人と150人台となっています。

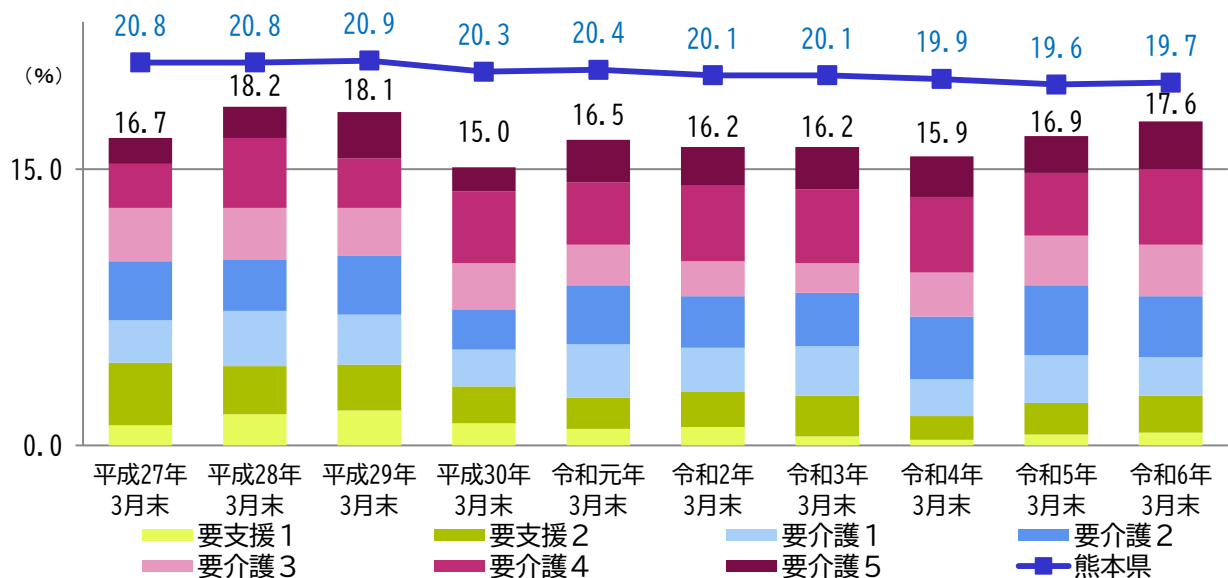
要介護（要支援）認定率の推移は、令和6年は17.6となっており、熊本県平均と比較して下回っているものの、その差は小さくなっています。

■要介護（要支援）認定者数の推移



出典：「見える化システム」厚生労働省

■要介護（要支援）認定率の推移



出典：「見える化システム」厚生労働省

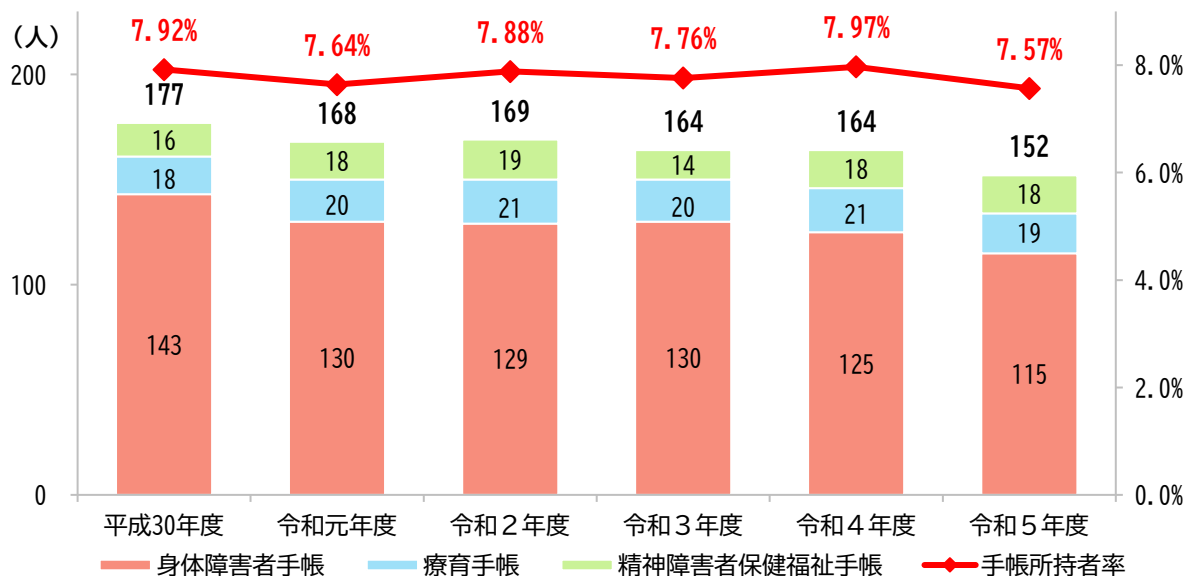
（５）障がい者・障がい児の状況

障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和５年度は 152 人となっています。

障害児通所支援受給者証所持者数は平成 30 年度から令和５年度まですべて 10 人台となっており、平均して各年 15.3 人となっています。

特別支援学級の令和５年度の前期課程学級数は２学級、児童数は５人、後期課程学級数は２学級、生徒数は６人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



出典：「第６期水上村障がい者計画」保健福祉課（各年４月１日現在）

■障害児通所支援受給者証所持者数の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所持者数	12 人	16 人	14 人	19 人	16 人	15 人

出典：「第６期水上村障がい者計画」保健福祉課（各年４月１日現在）

■特別支援学級の状況

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前期課程	学級数	3 学級	3 学級	3 学級	3 学級	3 学級	2 学級
	児童数	10 人	10 人	9 人	12 人	8 人	5 人
後期課程	学級数	2 学級	2 学級	1 学級	1 学級	2 学級	2 学級
	生徒数	3 人	3 人	3 人	3 人	7 人	6 人

出典：「第６期水上村障がい者計画」保健福祉課（各年４月１日現在）

第2節 アンケート調査結果

■調査の概要

「水上村地域福祉計画」の策定にあたり、村民の住民同士の支え合いや助け合い、見守り、地域活動等への参加状況、災害時の支援等の各分野に関する考えと課題を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査種別	調査対象者	調査期間	回答件数
村民意識調査	水上村に在住する 18歳以上の村民500人	令和6年11月	66.0% (330件/500件)

- 回答割合は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上回答が可能な設問（複数回答設問）の場合、その回答割合の合計は100%を超える場合があります。
- グラフでは、3.0%未満の項目についてはラベルを省略している場合があります。

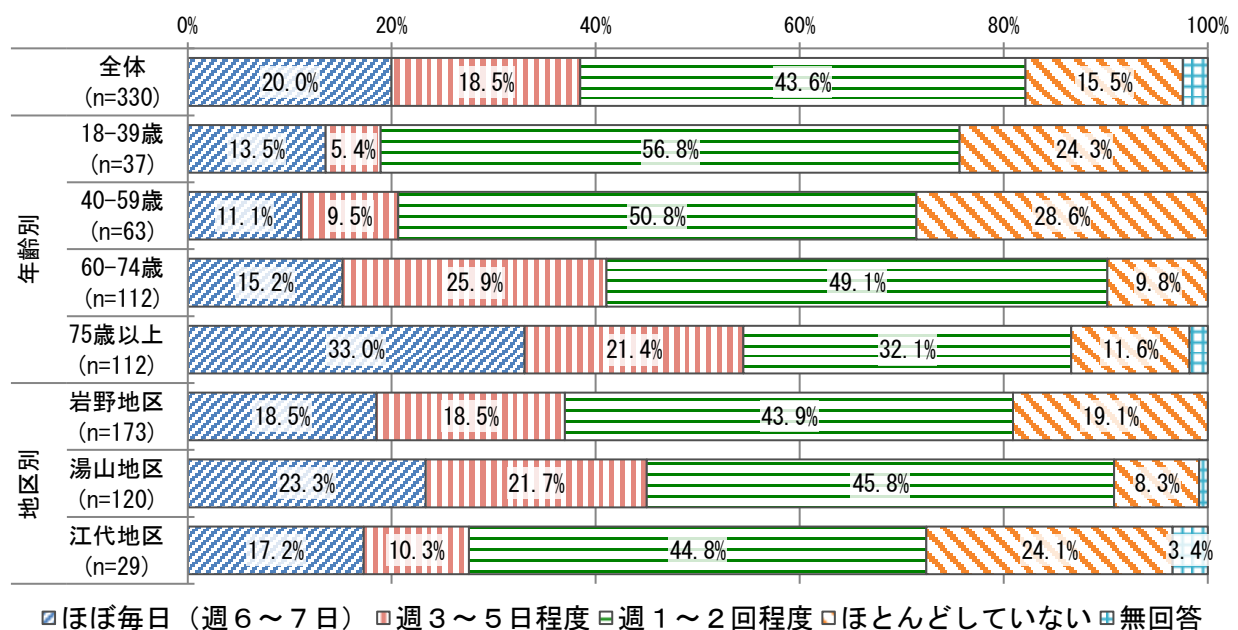
(1) 地域との付き合いの状況

○近所との付き合いの頻度については、「ほぼ毎日（週6～7日）」が20.0%、「週3～5日程度」が18.5%、「週1～2回程度」が43.6%、「ほとんどしていない」が15.5%となっています。

○年齢別でみると、18-39歳と40-59歳の層で、「ほぼ毎日（週6～7日）」が約1割、「週3～5日程度」が1割未満となっているのに対し、75歳以上の層では「ほぼ毎日（週6～7日）」が33.0%と60歳以下の層と比較して付き合いの頻度が高い傾向にあります。

○あまり近所づきあいをしない理由は、「近所の人と知り合う機会がない」が33.3%と最も高く、次いで「その他」が23.5%、「近所づきあいのほとんどない場所に住んでいる」が19.6%となっています。（図表省略）

■近所との付き合いの頻度



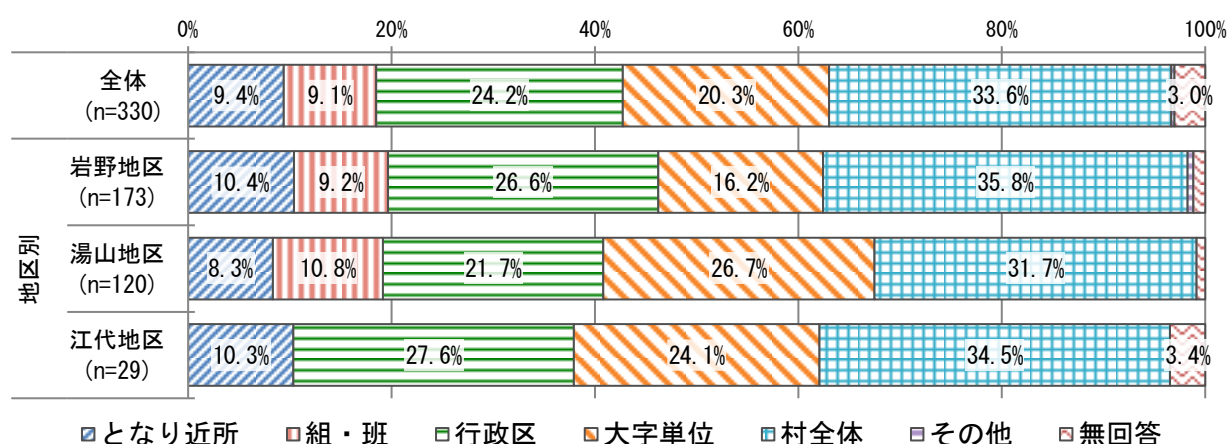
○「地域」だと感じる範囲については、「村全体」が33.6%と最も高く、次いで「行政区」が24.2%、「大字単位」が20.3%となっています。地区別でみると、すべての地区で「村全体」が3割台と最も高くなっています。

○住んでいる地域の満足度については、「満足している」が49.4%、「どちらともいえない」が41.2%、「不満である」が6.7%となっています。

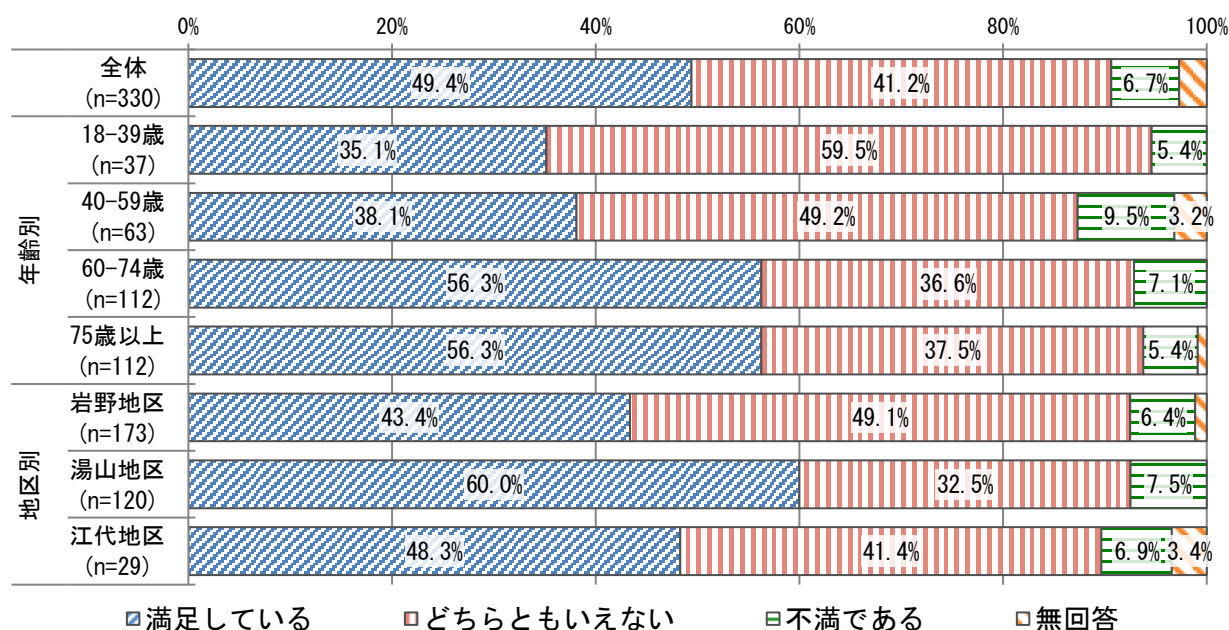
○年齢別、地区別でみると「不満である」がすべての層で1割未満となっています。また、年齢層が高いほど「満足している」の割合が高くなっています。

地区別でみると、湯山地区で「満足している」が60.0%と他の地区よりも高くなっています。

■「地域」だと感じる範囲



■住んでいる地域の満足度

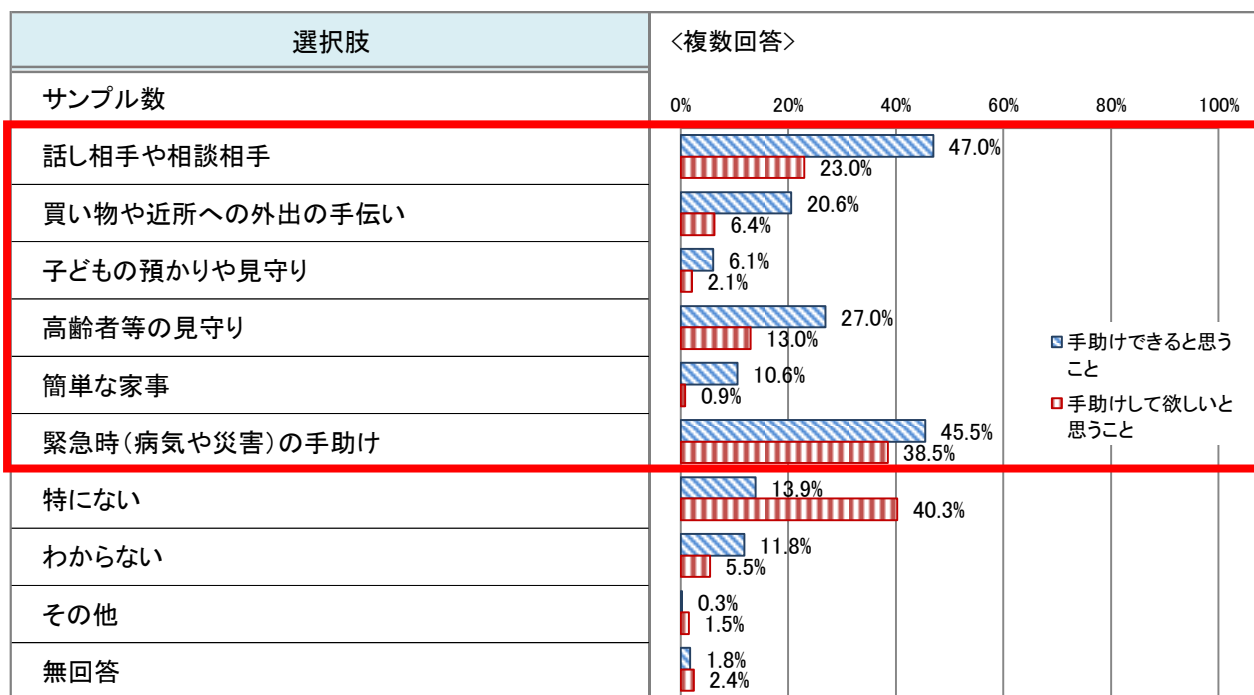


○近所との付き合いの中で「手助けできると思うこと」に関しては、「話し相手や相談相手」が47.0%と最も高く、次いで「緊急時（病気や災害）の手助け」が45.5%、「高齢者等の見守り」が27.0%となっています。

○「手助けして欲しいと思うこと」に関しては、「特にない」が40.3%と最も高く、次いで「緊急時（病気や災害）の手助け」が38.5%、「話し相手や相談相手」が23.0%となっています。

○「手助けできると思うこと」と「手助けして欲しいと思うこと」を比較すると、手助けの内容については、すべての項目で支援の意向を表す「手助けできると思うこと」の割合が、支援のニーズである「手助けして欲しいと思うこと」を上回っています。

■近所との付き合いの中で「手助けできると思うこと」、「手助けして欲しいと思うこと」



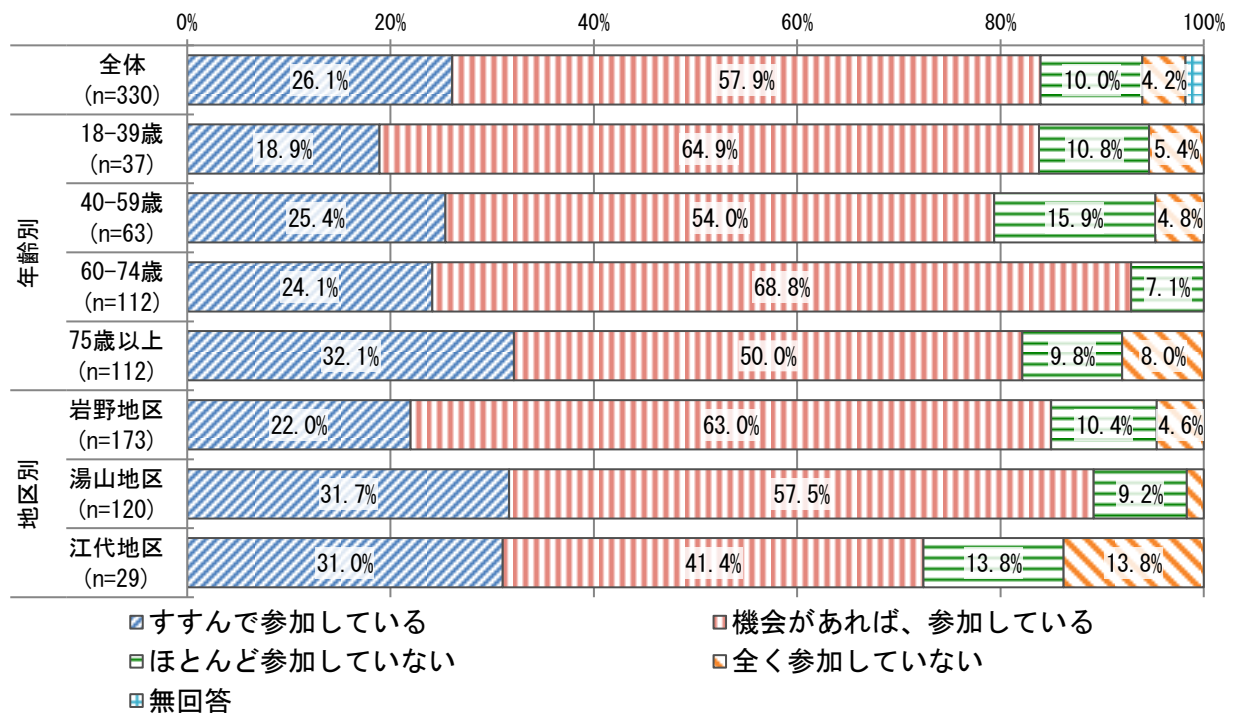
(2) 地域活動への参加

○地域活動への参加状況は、「すすんで参加している」が 26.1%、「機会があれば、参加している」が 57.9%、「ほとんど参加していない」が 10.0%、「全く参加していない」が 4.2%となっています。

○年齢別でみると、40-59歳の層で「ほとんど参加していない」と「全く参加していない」の合計が 20.7%と、他の層と比較して高くなっています。

○地区別でみると、岩野地区と湯山地区では「すすんで参加している」と「機会があれば、参加している」の合計が8割台となっているのに対し、江代地区では、72.4%と他の地区よりも低く、「全く参加していない」が 13.8%と他の地区よりも高くなっています。

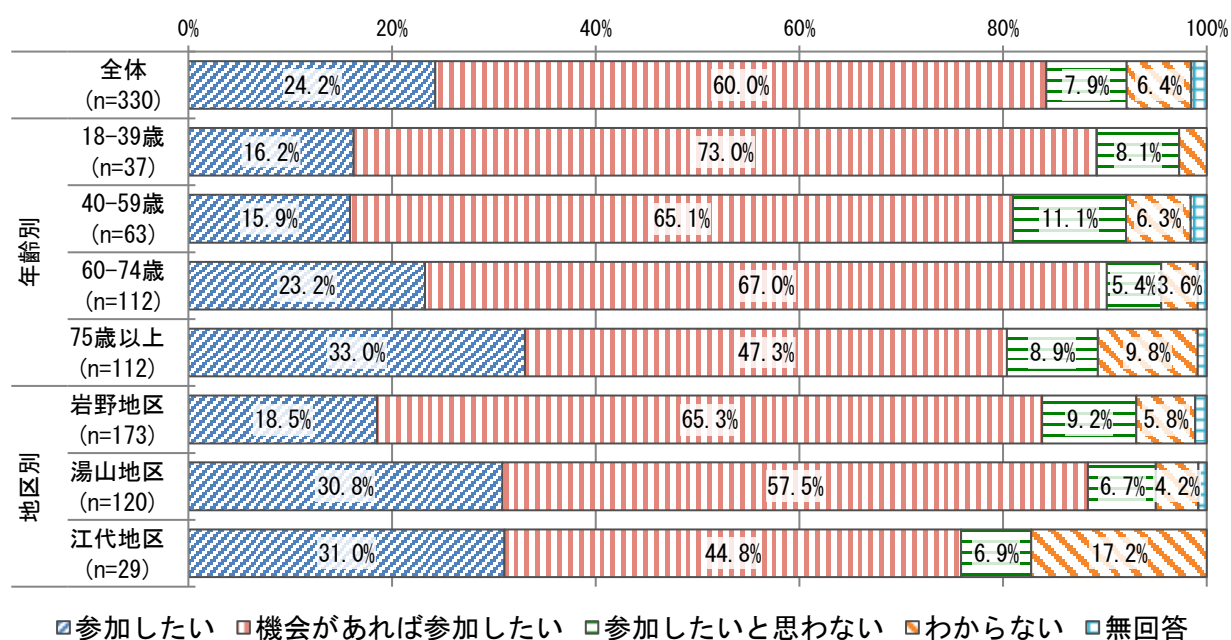
■ 地域活動への参加状況



○地域活動への今後の参加意向については、「参加したい」が24.2%、「機会があれば参加したい」が60.0%、「参加したいと思わない」が7.9%、「わからない」が6.4%となっています。

○地区別でみると、江代地区で「わからない」が17.2%と他の地区よりも高くなっています。

■地域活動への今後の参加意向



(3) 防災対策

- 災害時の避難場所については、「知っている」が 97.0%、「知らない」が 1.2%と、ほとんどの人が避難場所を知っています。(図表省略)
- 一人での避難の可否については、「自分一人で避難できる」という回答の割合が全体で 87.9%となっており、年齢別では 75 歳以上の層で 77.7%、地区別では江代地区で 75.9%と、それぞれ他の層と比較して一人で避難できる割合が低くなっています。
- 一人で避難できない理由については、「高齢である」、「車の運転ができない」、「高齢の家族を抱えて一人で避難できない」、「ペットをおいて避難できない」といった理由が見られました。(記述回答)
- 一人で避難できない人の支援体制については、「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が 50.3%と最も高く、次いで「自主防災組織など地域で取り組んでいくことが望ましい」が 21.2%、「プライバシーの問題があるので、行政が主に取り組んでいくことが望ましい」が 6.1%となっています。(図表省略)
- 災害に備えて地域や行政が取り組むべきことについては、「地域・近所での協力体制づくり」が 62.1%と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」が 53.3%、「災害時避難行動要支援者（高齢者や障がい者など）に配慮した避難所の整備」が 48.8%となっています。

■一人での避難の可否

	全体 (n=330)	年齢別				地区別		
		18-39 歳 (n=37)	40-59 歳 (n=63)	60-74 歳 (n=112)	75 歳以上 (n=112)	岩野地区 (n=173)	湯山地区 (n=120)	江代地区 (n=29)
自分一人で 避難できる	87.9%	94.6%	93.7%	94.6%	77.7%	89.6%	90.0%	75.9%

■災害に備えて地域や行政が取り組むべきこと

選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	330	100.0%	
地域・近所での協力体制づくり	205	62.1%	
災害時の情報伝達方法の確立	176	53.3%	
災害時避難行動要支援者(高齢者や障がい者など)に配慮した避難所の整備	161	48.8%	
避難誘導体制の確立	131	39.7%	
災害時の医療体制の確立	114	34.5%	
避難訓練の実施など村民の意識啓発	74	22.4%	
特にない	11	3.3%	
その他	7	2.1%	
無回答	7	2.1%	

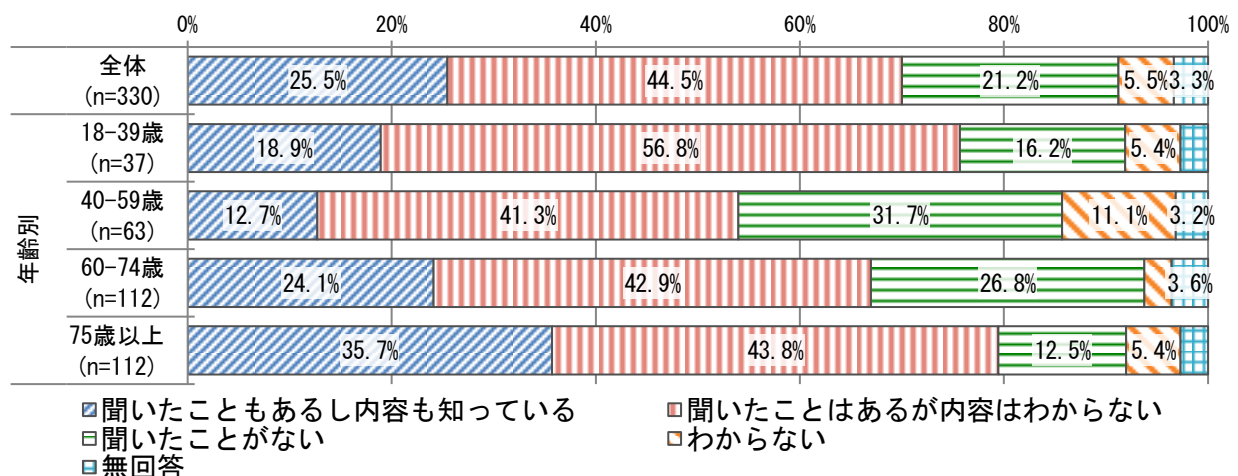
(4) 地域の福祉

○「地域福祉」という言葉の認知度については、「聞いたこともあるし内容も知っている」が25.5%、「聞いたことはあるが内容はわからない」が44.5%、「聞いたことがない」が21.2%、「わからない」が5.5%となっています。

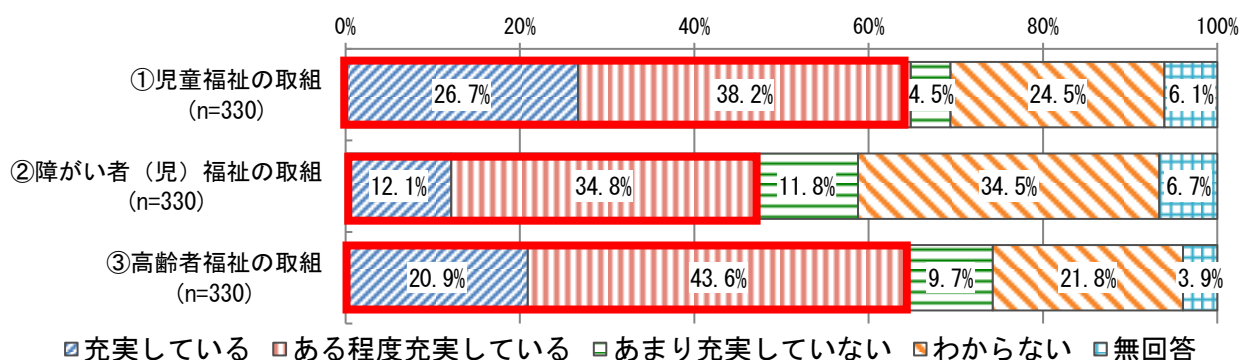
○年齢別でみると、年齢層が高いほど「聞いたこともあるし内容も知っている」の割合が高くなっています。

○水上村の各分野の福祉の取組については、「充実している」の割合が『①児童福祉の取組』で26.7%、『②障がい者（児）福祉の取組』で12.1%、『③高齢者福祉の取組』で20.9%となっています。「充実している」と「ある程度充実している」の合計についてみると、『①児童福祉の取組』と『③高齢者福祉の取組』が6割台、『②障がい者（児）福祉の取組』が46.9%となっています。

■「地域福祉」という言葉の認知度



■水上村の各分野の福祉の取組

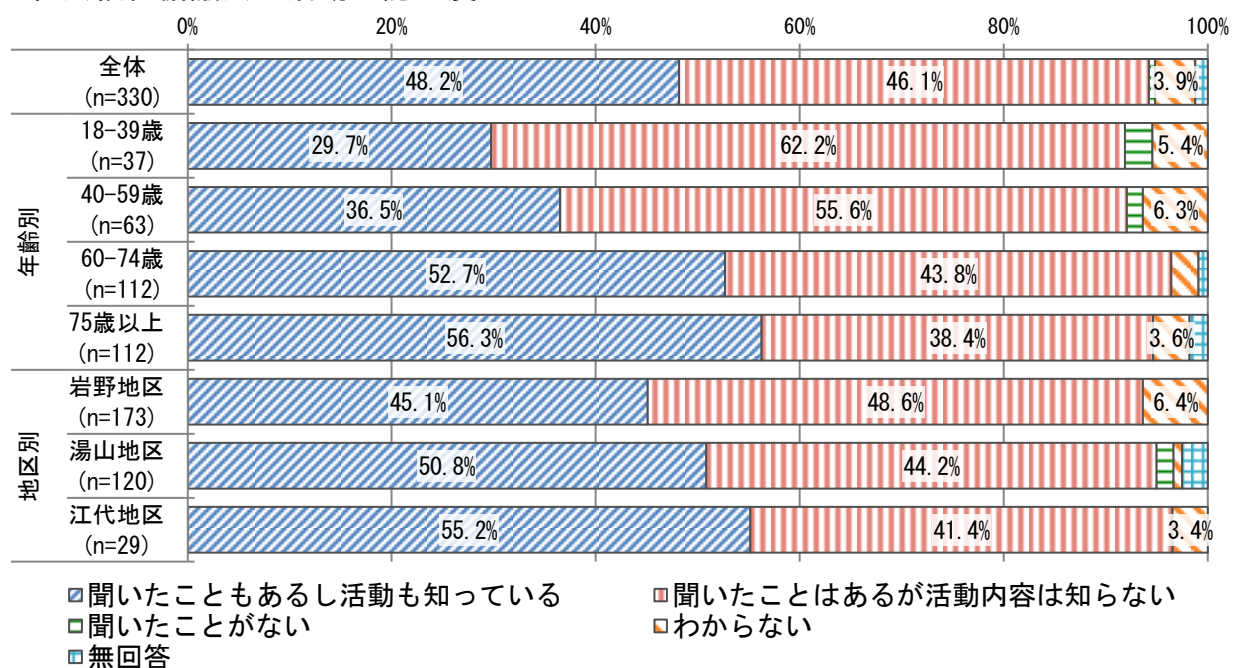


(5) 社会福祉協議会の活動

○社会福祉協議会の活動の認知度については、「聞いたこともあるし活動も知っている」が48.2%、「聞いたことはあるが活動内容は知らない」が46.1%、「聞いたことがない」が0.6%、「わからない」が3.9%となっています。

○社会福祉協議会の取り組むべきことについては、「高齢者への福祉サービス」が60.3%と、他の項目と比較して特に高くなっています。また、2位以下については、障がい者（児）福祉、近隣の助け合いの仕組みづくり、福祉に関する相談や情報提供、災害時の対応など5項目が3割台と、様々な分野についてのニーズがあります。

■社会福祉協議会の活動の認知度



■社会福祉協議会の取り組むべきこと

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞						
サンプル数	330	100.0%	0%	20%	40%	60%	80%	100%	
高齢者への福祉サービス	199	60.3%	60.3%						
障がい者（児）への福祉サービス	115	34.8%	34.8%						
近隣同士の助け合いの仕組みづくり	115	34.8%	34.8%						
福祉に関する相談や苦情の受付	113	34.2%	34.2%						
災害時の対応	112	33.9%	33.9%						
福祉に関する情報提供の充実（インターネット等を含む）	105	31.8%	31.8%						
児童への福祉サービス	95	28.8%	28.8%						
福祉に関する学習や講習、講演会などの開催	72	21.8%	21.8%						
ボランティア活動への参加促進と支援	65	19.7%	19.7%						
特にない	23	7.0%	7.0%						
その他	3	0.9%	0.9%						
無回答	8	2.4%	2.4%						

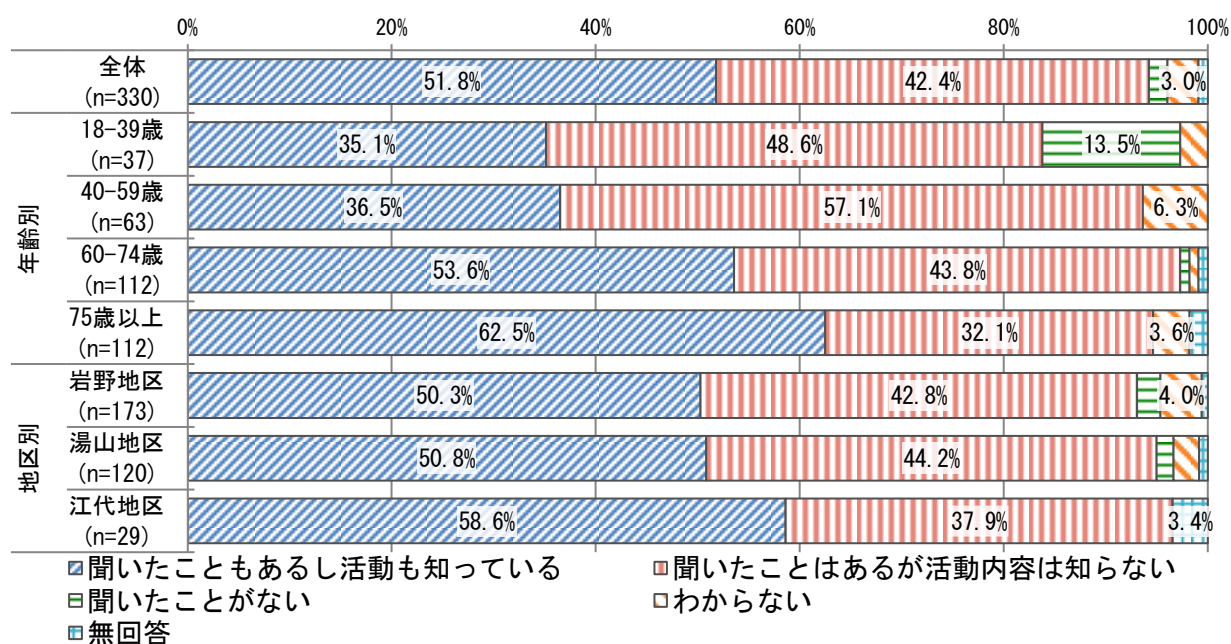
(6) 民生委員・児童委員の活動

○民生委員・児童委員の活動の認知度については、「聞いたこともあるし活動も知っている」が51.8%、「聞いたことはあるが活動内容は知らない」が42.4%、「聞いたことがない」が1.8%、「わからない」が3.0%となっています。

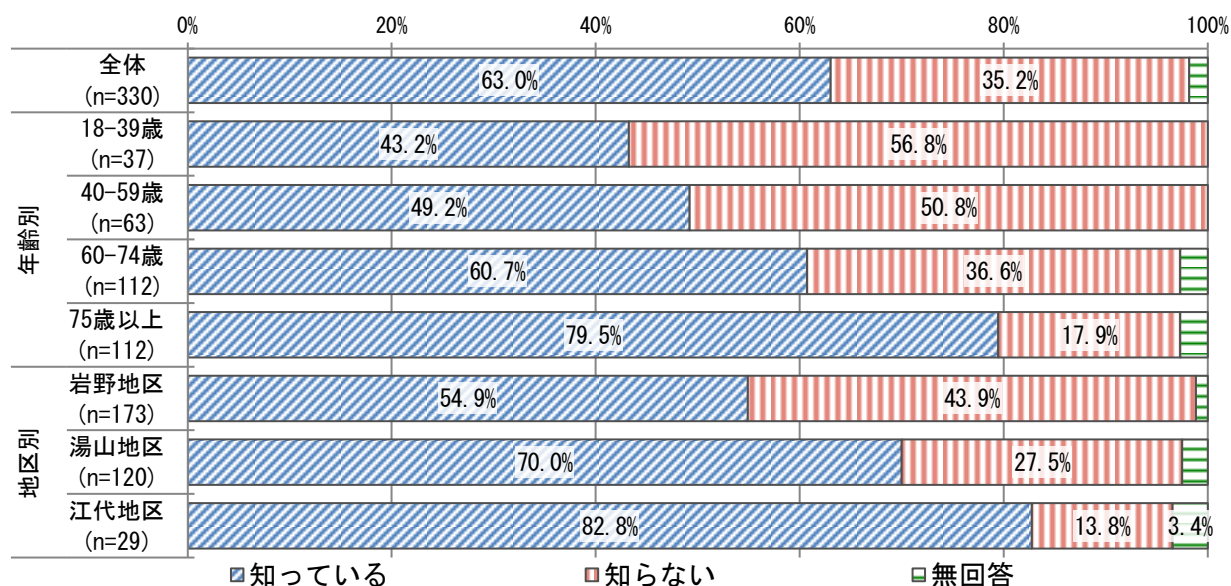
○住んでいる地域の担当民生委員・児童委員の認知度については、「知っている」が63.0%、「知らない」が35.2%となっています。

○地区別でみると、岩野地区で「知っている」が54.9%と他の地区より低くなっています。

■民生委員・児童委員の活動の認知度



■住んでいる地域の担当民生委員・児童委員の認知度



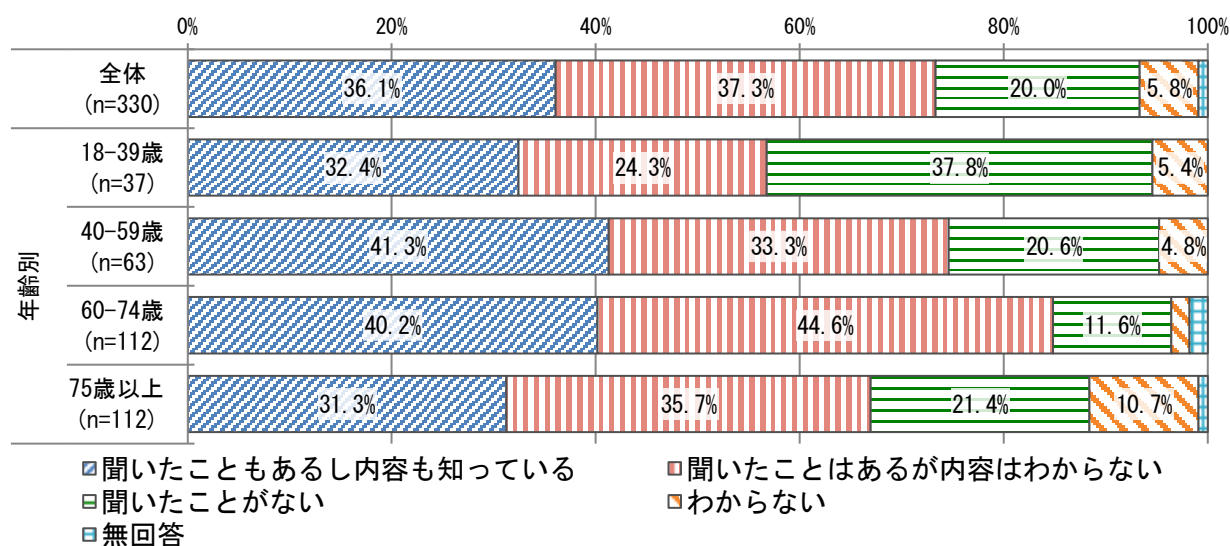
(7) 成年後見制度

○成年後見制度の認知度については、「聞いたこともあるし内容も知っている」が36.1%、「聞いたことはあるが内容はわからない」が37.3%、「聞いたことがない」が20.0%、「わからない」が5.8%となっています。

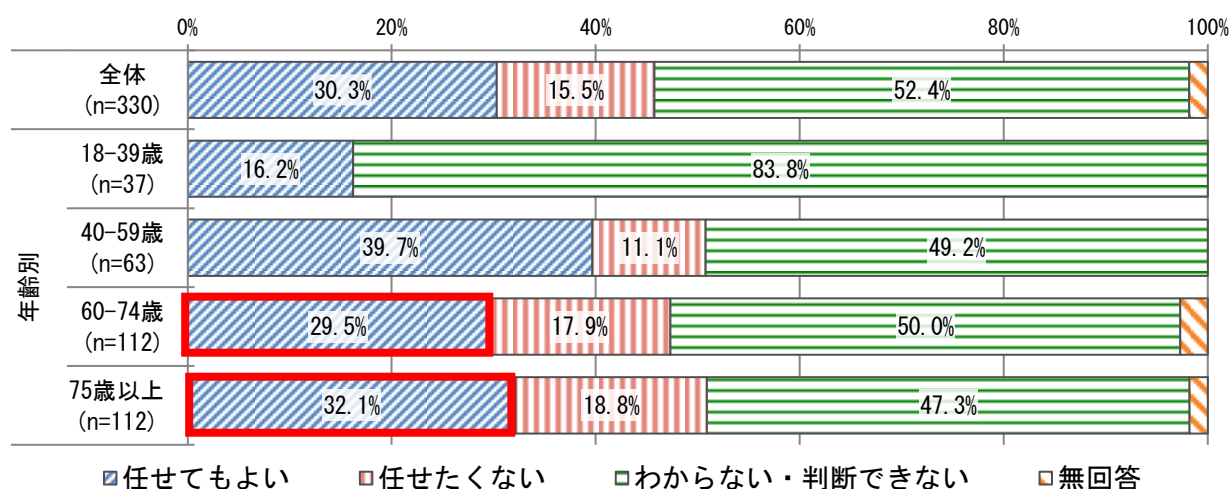
○将来自分の財産等を成年後見人に任せることについては、「任せてもよい」が30.3%、「任せたくない」が15.5%、「わからない・判断できない」が52.4%となっています。

○年齢別でみると、「任せてもよい」が60-74歳の層で29.5%、75歳以上で32.1%と、近い将来に成年後見制度を利用する可能性のある高年齢層で約3割となっています。

■成年後見制度の認知度



■将来自分の財産等を成年後見人に任せることについて



(8) 再犯防止推進関連

○再犯防止に関する考えについてどう思うかに関しては「どちらかといえば思う」が42.1%と最も高く、次いで「思う」が23.9%、「わからない」が17.9%となっています。

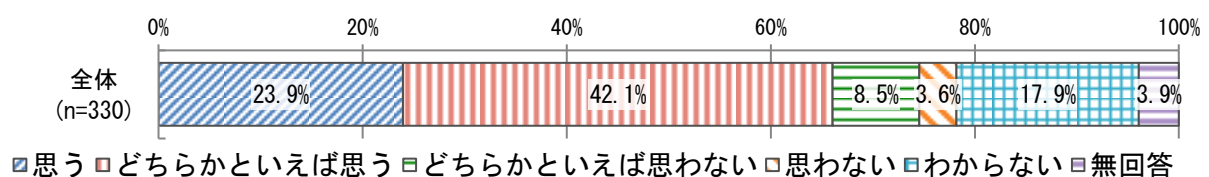
○再犯防止に関する考えに同意する人（「思う」＋「どちらかといえば思う」の合計）は66.0%となっています。

○再犯防止の取組に同意しない回答についてみると、「どちらかといえば思わない」が8.5%、「思わない」が3.6%と、合計で12.1%となっています。

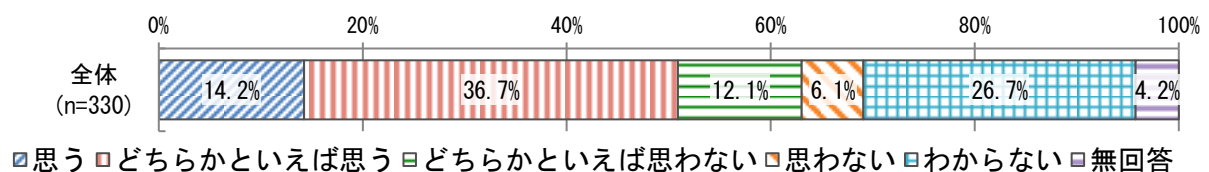
○犯罪をした人の立ち直りに協力したいかについては、「どちらかといえば思う」が36.7%と最も高く、次いで「わからない」が26.7%、「思う」が14.2%となっています。

○再犯防止に必要な取組については、「刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する」が52.1%と最も高く、次いで「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が46.1%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」が35.8%となっています。

■再犯防止に関する考えについてどう思うか（「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる、『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」という考え）



■犯罪をした人の立ち直りに協力したいか



■再犯防止に必要な取組

選択肢	回答数	割合	複数回答
サンプル数	330	100.0%	
刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する	172	52.1%	52.1%
仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる	152	46.1%	46.1%
被害者の置かれた状況や心情を理解させる	118	35.8%	35.8%
犯罪を地域の問題として捉え地域ぐるみで再犯防止に向けた支援をする	80	24.2%	24.2%
犯罪をした高齢者などに対して、福祉制度の利用を促進する	66	20.0%	20.0%
わからない	73	22.1%	22.1%
その他	5	1.5%	1.5%
無回答	12	3.6%	3.6%

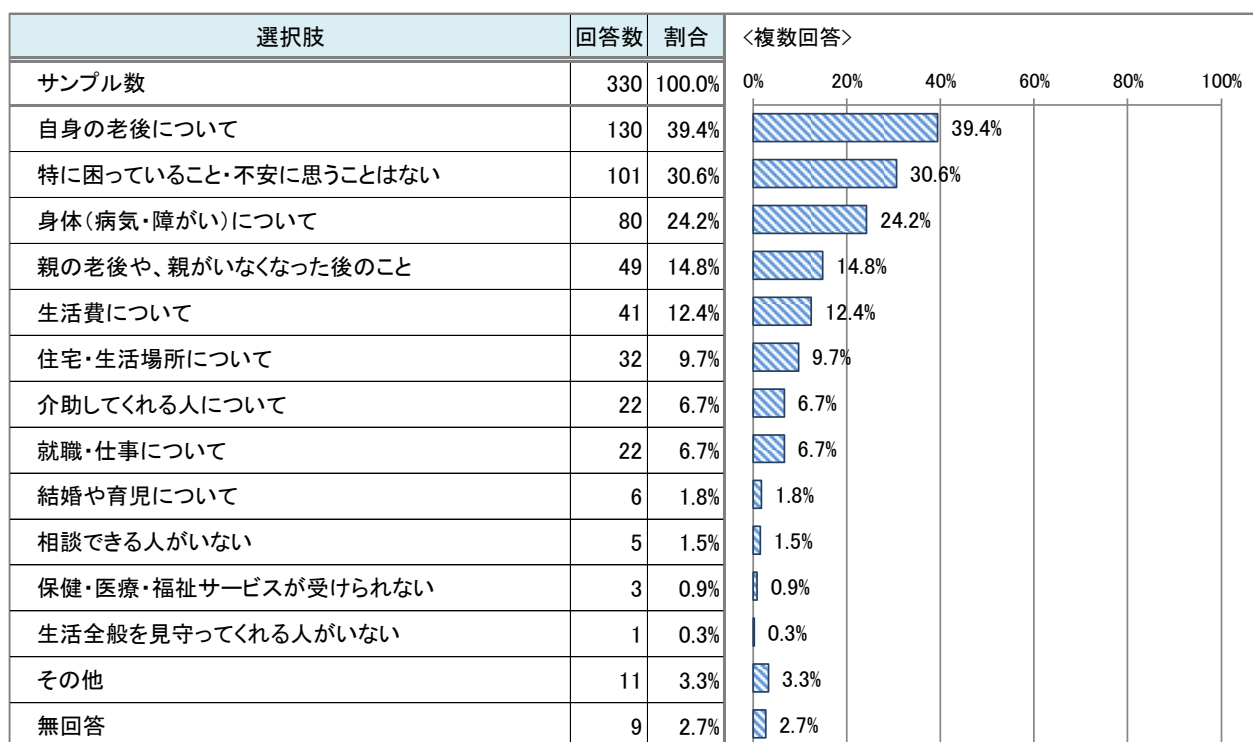
(9) 水上村の福祉施策

○悩みや不安については、「自身の老後について」が39.4%と最も高く、次いで「特に困っていること・不安に思うことはない」が30.6%、「身体（病気・障がい）について」が24.2%となっています。

○悩みや不安の相談相手は、「家族・親せき」が78.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が47.6%、その他の項目が1割以下と、上位2項目に回答が集中しています。（図表省略）

○自分にとって必要な福祉サービスの情報の入手については、「十分できている」が7.6%、「まあまあできている」が38.8%、「あまりできていない」が27.0%、「ほとんどできていない」が10.9%、「わからない」が13.6%となっており、「ほとんどできていない」と「あまりできていない」の合計が約4割となっています。（図表省略）

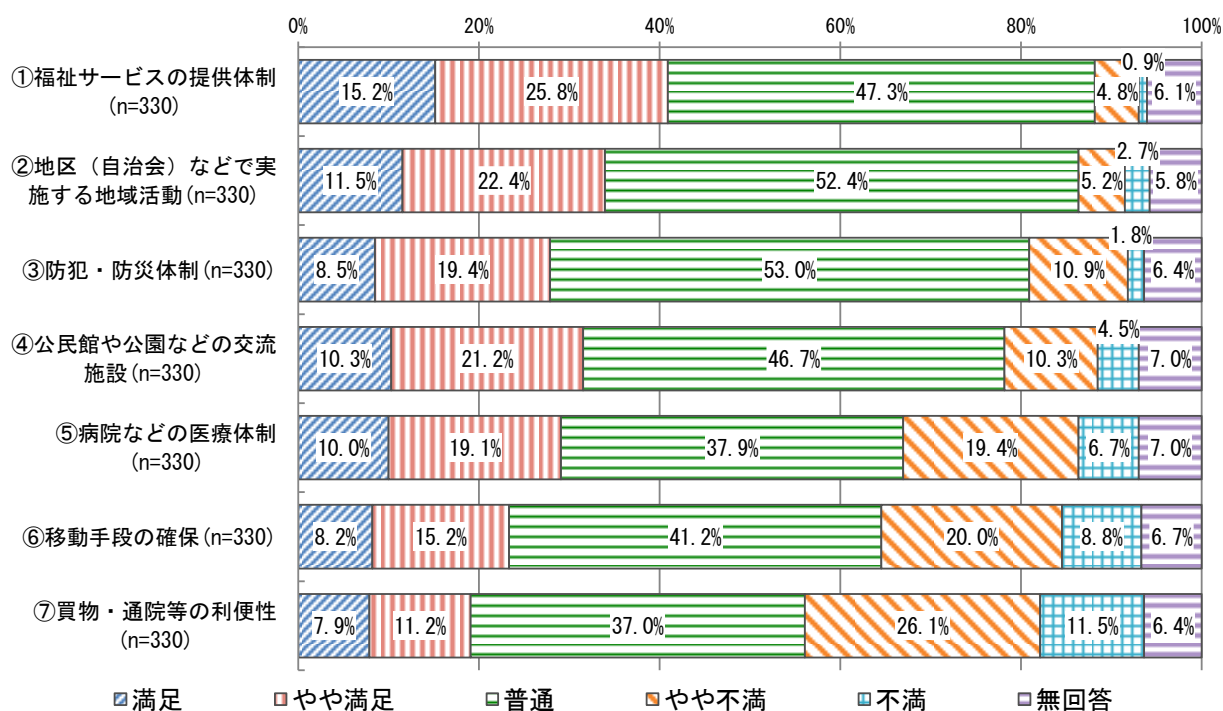
■悩みや不安



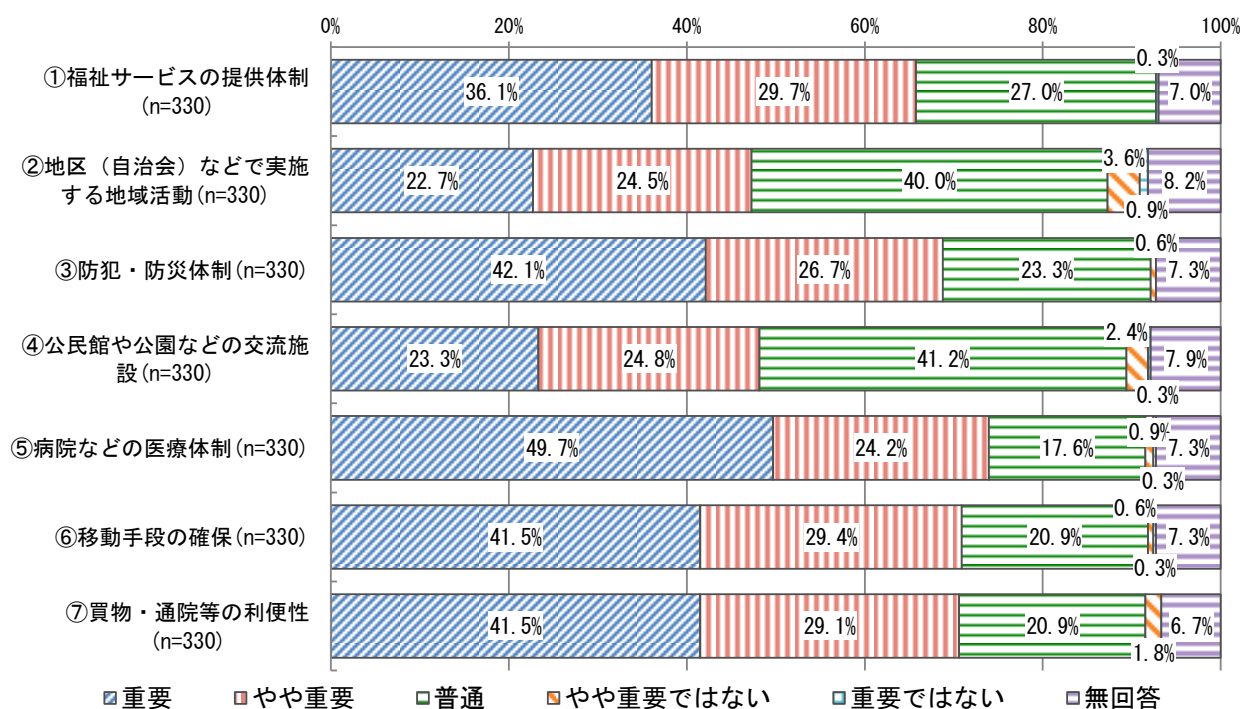
○地域の暮らしの満足度については、「満足」という回答は、「福祉サービスの提供体制」で15.2%と最も高く、次いで「②地区（自治会）などで実施する地域活動」で11.5%、「④公民館や公園などの交流施設」で10.3%となっています。

○地域の暮らしの重要度については、「重要」という回答は、「⑤病院などの医療体制」で49.7%と最も高く、次いで「③防犯・防災体制」で42.1%、「⑥移動手段の確保」
と「⑦買物・通院等の利便性」で41.5%となっています。

■地域の暮らしの満足度



■地域の暮らしの重要度



○地域の生活における重要度・満足度を点数評価したところ、重要度は「⑤病院などの医療体制」が4.32、満足度は「①福祉サービスの提供体制」が3.53とそれぞれ最も高くなっています。

○地域の生活における重要度・満足度の分布をみると、『A 重要であり満足している』分野は「①福祉サービスの提供体制」、「③防犯・防災体制」の2項目、『B 重要ではなく満足している』分野は「②地区（自治会）などで実施する地域活動」、「④公民館や公園などの交流施設」、『C 重要であり満足していない』分野は「⑤病院などの医療体制」、「⑥移動手段の確保」「⑦買物・通院等の利便性」の3項目となっています。

■地域の生活における重要度・満足度の点数評価

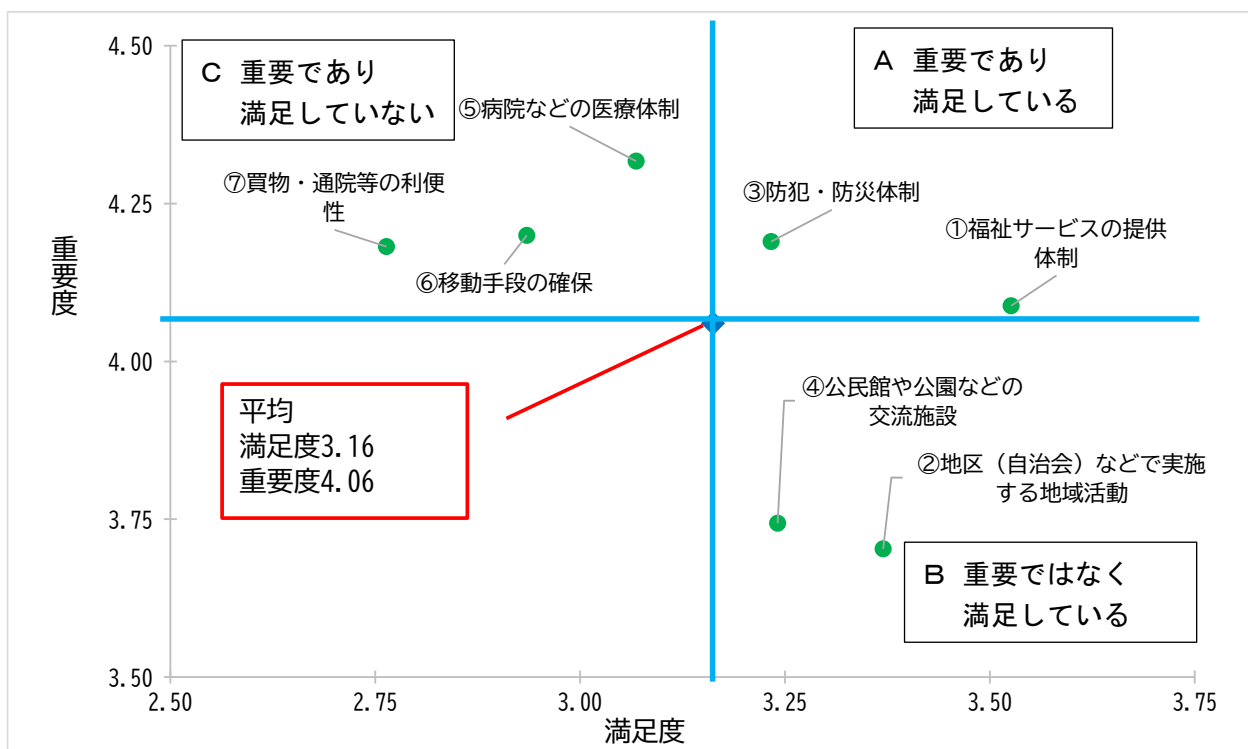
	平均	①福祉サービスの提供体制	②地区（自治会）などで実施する地域活動	③防犯・防災体制	④公民館や公園などの交流施設	⑤病院などの医療体制	⑥移動手段の確保	⑦買物・通院等の利便性
重要度	4.06	4.09	3.70	4.19	3.74	4.32	4.20	4.18
満足度	3.16	3.53	3.37	3.23	3.24	3.07	2.94	2.76

※重要度、満足度に関する設問の回答を以下の基準で点数化し、各項目ごとに平均値を算出。

重要度 重要: 5点 やや重要: 4点 普通: 3点 やや重要ではない: 2点 重要ではない: 1点

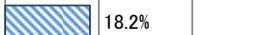
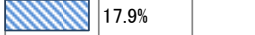
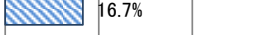
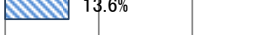
満足度 満足: 5点 やや満足: 4点 普通: 3点 やや不満: 2点 不満: 1点

■地域の生活における重要度・満足度の分布



○地域福祉の推進を図る上で村が特に力を入れるべきことについては、「安心して生活できる安全対策（防犯・防災対策）の充実」が 53.9%と最も高く、次いで「交通弱者に対する移動支援の充実」が 53.6%、「保健・医療サービスの充実」が 52.4%、「福祉サービスの充実」が 48.8%と、4項目が約5割となっています。

■村が特に力を入れるべきこと

選択肢	回答数	割合	<複数回答>					
サンプル数	330	100.0%	0%	20%	40%	60%	80%	100%
安心して生活できる安全対策(防犯・防災対策)の充実	178	53.9%						
交通弱者に対する移動支援の充実	177	53.6%						
保健・医療サービスの充実	173	52.4%						
福祉サービスの充実	161	48.8%						
福祉に関する情報提供・案内の充実	130	39.4%						
災害時における要支援者への支援体制づくり	123	37.3%						
福祉施設の充実	104	31.5%						
村民同士や行政との協力・連携づくり	100	30.3%						
シルバー人材センターの活用(中高年の生きがい対策や就労支援など)	98	29.7%						
身近なところでの相談窓口の充実	79	23.9%						
福祉教育の充実	60	18.2%						
地域活動への参加の促進や支援	59	17.9%						
公共の場のバリアフリー化	55	16.7%						
ボランティアの育成と活動の促進	45	13.6%						
特になし	14	4.2%						
その他	2	0.6%						
無回答	11	3.3%						

第3章 計画の基本理念

第1節 計画の基本理念

現在、水上村は、令和2年7月豪雨や令和4年台風14号からの復興や、人口減少に伴う地域の過疎化の深刻化、2割を超える高齢者単身世帯の生活の維持、交通弱者への移動支援や医療機関の確保等、様々な課題を抱えています。

これらの課題に取り組むにあたっては、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった各分野の取組のみならず、村民の抱える課題をまるごと受け止め様々な機関が協力して支援する包括的な相談支援体制の構築が重要です。

またその取組にあたっては、行政だけではなく、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブといった地域で活動する組織、団体や、村民一人ひとりが協働して取り組むことが必要不可欠となります。

特に村民については、人的な資源が乏しいことから、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、支援が必要な人は支援を受けながら全員が地域に参加し、役割を持ち活躍する「地域共生社会」の構築が重要となります。

それによって、村民皆が自分のできる範囲で健康を維持し、地域の中で生きがいと思いやりを持ち互いに支え合う村づくりを目指します。

以上のことから、本計画の基本理念を「健康でいきいき暮らせる思いやりのあるむらづくり」と定め、この基本理念の実現に向けて取り組みます。

基本理念

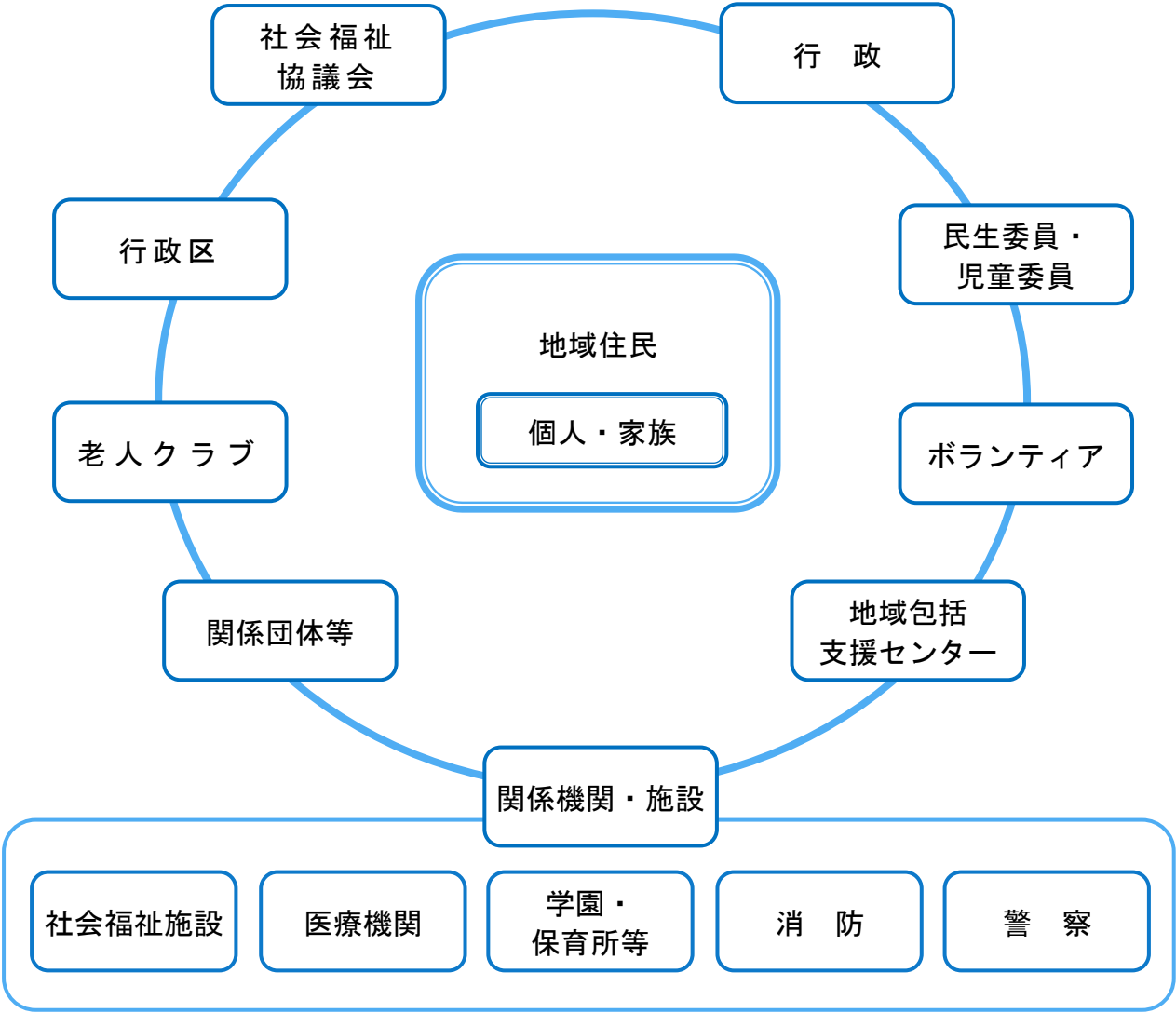
健康でいきいき暮らせる思いやりのあるむらづくり

第2節 協働による課題の解決

計画の基本理念「健康でいきいき暮らせる思いやりのあるむらづくり」の実現と、地域共生社会の構築に向けて、地域の多様な関係者が地域福祉の担い手として参加し、連携、協働することで地域の課題の発見や解決に努めます。

地域福祉ネットワークの基本構成

【問題発見・解決・支援・参加】



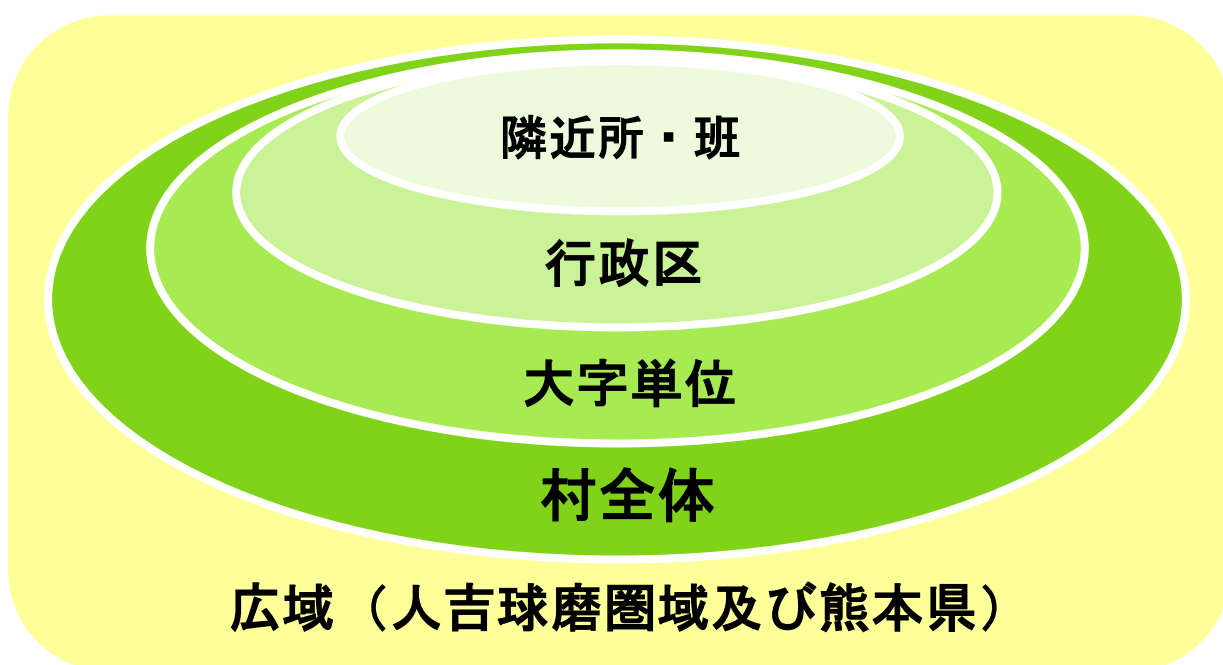
第3節 圏域の設定

地域福祉の推進にあたっては、活動範囲の目安となる範囲（圏域）を設定する必要があります。

圏域の設定にあたっては、日常生活の範囲、地区や民生委員・児童委員の活動範囲、保育所区、福祉サービスの提供範囲、村全体など様々な分け方が考えられ、地域活動や子育て等の分野ごとに適切な圏域が異なります。

そのため、圏域に求められる機能・役割ごとに規模の異なる圏域を複数設定します。

また、地区で行っている日常生活での見守りから必要に応じて村全体で行っている福祉サービスにつなげるといった圏域間での連携や、福祉サービスの提供体制の整理を行い、重層化に取り組みます。



圏域	圏域の役割	
隣近所・班	・ 近隣での見守りや声かけ	・ 災害時の助け合い
行政区	・ 民生委員・児童委員の活動 ・ 自主防災組織	・ 区長を中心としたつなぎの体制 ・ 老人クラブ、介護予防の通いの場
大字	・ 介護予防教室	
村	・ 福祉サービス等の提供 ・ 学園を中心とした活動	・ 介護保険事業、子ども・子育て支援事業
広域	・ 災害等に対する広域的な支援 ・ 障がい福祉サービスの圏域整備	・ 成年後見制度推進の圏域体制 ・ 医療機関の圏域体制

第4節 SDGsの推進を踏まえた取組

平成27年（2015年）9月の国連サミットで、すべての国々の共通目標としてSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsの目標達成には、国レベルの取組だけでなく、自治体レベルの取組が期待されています。

そのような状況を踏まえ、近年、総合計画や地域福祉計画、その他各種計画において、SDGsとの関連付けを行う自治体が多くなっています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、地域福祉の考えと共通する部分があることから、SDGsの視点から取組を検討・整理することは、SDGsの目標達成と地域福祉計画の効果的な推進の双方につながると考えられます。

以上のことから、第4期水上村地域福祉計画の策定・推進にあたってはSDGsの考え方を取り入れ、計画を推進することとします。

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールのうち 地域福祉との関連が特に深いと考えられるもの



SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

貧困や飢餓、不平等の解消、地球環境の保護など17のゴールと169のターゲットから構成され、これらを社会、経済、環境の3側面から統合的に解決しながら持続可能なより良い未来を築くことを目標としています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

第5節 計画の体系

(1) 計画の基本目標

「健康でいきいき暮らせる思いやりのあるむらづくり」の実現に向けて、「地域福祉計画の策定ガイドライン」をはじめとする国・県の方針や村の地域福祉に関する取組と課題等を踏まえ、3つの基本目標を設定しました。

基本目標1 支援が必要な一人ひとりを支えるやさしいむらづくり

高齢者、障がい者、子どもといった各分野の福祉サービスの充実に努めるとともに、生活困窮者などの様々な分野が関連する課題への支援や、既存の制度では対象とされてこなかった制度の狭間と呼ばれる課題に対しても取り組み、支援が必要な人は支援を受けながら、すべての人が心身ともに健康で安心して暮らせるむらづくりを推進します。

また、複雑化・複合化する課題に対し、その課題をまるごと受け止め包括的に対応できるように、相談支援機能の強化、多機関の連携強化による包括的な支援体制の仕組みづくりに努めます。

基本目標2 互いに支え合うあたたかいむらづくり

水上村には、様々なつながりや活動、そしてそれらを支える地域団体が存在します。

これらの地域資源の活性化を目指し、地域団体の支援や交流・活動の促進、地域で活動するための拠点の提供などを行い、村民主体による地域福祉活動や地域課題の解決を推進します。

基本目標3 安心安全に暮らし続けられるむらづくり

防災、防犯体制の充実や交通環境の整備、地域のバリアフリー化を推進し、子どもから高齢者まですべての村民が、安全で安心して生活できる地域生活環境の確保を目指します。

(2) 計画の体系図



第4章 施策の展開

基本目標 1 支援が必要な一人ひとりを支えるやさしいむらづくり

基本施策 1 福祉サービスの充実と適切な利用の推進 【新規】

【施策の方向性】

すべての人が地域で安心して暮らすためには、福祉サービスの充実が重要となります。各分野の福祉サービスを充実させ、必要とする人が円滑に利用できる環境の整備と、サービスの適切な利用による自立した生活の推進に努めます。

【住民の取組】

- ・健やかで自立した生活を送るために、必要な福祉サービスを適切に利用しましょう。
- ・生活する上で困難が生じた場合は、早めに相談窓口等に相談し、必要に応じて支援や福祉サービスを利用しましょう。

【地域の取組】

- ・サービス事業所等は、サービスの利用希望に対して、適切に対応するとともに、サービス提供体制の量の確保や質の向上に取り組みましょう。
- ・日ごろの接触や見守りの中で福祉サービス等を利用した方がよいと思われる人がいた場合、家族や本人に利用を勧める、村行政や社会福祉協議会につなぐなど、サービスの利用に向けたつなぎを図りましょう。

【行政の取組】

取組名	①各分野の福祉サービスの充実	担当課	保健福祉課
・高齢者、障がい者、児童の各分野については、個別計画に基づき福祉サービスの充実に努めます。また、現在の事業の継続と質の確保に努めます。			

取組名	②サービスに関する相談と選択支援	担当課	保健福祉課
・サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるように、サービスに関する情報提供、相談支援、専門職によるソーシャルワーク、ケアマネジメント等を提供します。			
・法律に基づきサービス評価、サービス内容の開示等を適切に行い、利用者のサービス選択を支援します。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	介護保険事業：居宅介護支援事業			
取組内容	ケアマネージャー（介護支援専門員）がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。 介護保険事業所、地域包括支援センターと連携し、主治医及び医療系サービスとの連絡調整を向上させます。 令和５年度実績：39件、延べ430回			
行動計画				
令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
継　　続				

取組名	介護保険事業：訪問介護事業			
取組内容	ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。 居宅介護支援事業所と連携し、訪問介護計画に基づく利用者の特性を踏まえたサービスを提供します。 令和５年度実績：契約件数 41 件、延べ 2,697 回			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	介護保険事業：通所介護事業			
取組内容	デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練を行います。			
	主治医との連絡体制を確立し、居宅介護支援事業所と連携し、通所介護計画に基づく利用者の特性を踏まえたサービスの提供に努めます。 令和５年度実績：契約件数 76 件、延べ 4,423 回			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	障害福祉サービス・地域生活支援事業：居宅介護・同行支援・移動支援事業				
取組内容	ホームヘルパーが訪問し、生活援助や移動支援を行います。 行政や相談支援員と連携し、利用者の特性を踏まえたサービスを提供します。 令和５年度実績：契約件数５件、延べ３１９回				
行動計画					
令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年	
継　続					

取組名	配食サービス事業			
取組内容	要援護世帯に対し週 1～2 回、昼食用弁当を配達します。 令和 5 年度実績：登録件数 9 件、延べ 591 回			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	福祉用具貸与事業：寝台・車椅子等の福祉用具を貸与				
取組内容	介護保険や福祉用具レンタルが難しい在宅介護者への支援を行います。				
行動計画					
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	
継 続					

取組名	生活福祉資金貸付事業				
取組内容	熊本県社会福祉協議会を実施主体として、市町村社会福祉協議会が窓口を実施するとともに、民生委員・児童委員と連携し、借受け世帯の相談支援を行います。				
行動計画					
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	
継 続					

基本施策 2 包括的な支援体制の確保 【新規】

【施策の方向性】

複雑化・複合化した問題や既存の制度では対応できない「制度の狭間」の問題を抱える人に対応するために、相談をまるごと受け止めるための相談窓口の機能強化や、複雑な課題であっても適切な支援を確実に受けられる提供体制の構築が求められています。

以上の状況を踏まえ、各種サービス・支援の提供体制の確保、関係機関同士の連携体制の強化等による包括的な支援体制の構築、必要な支援を円滑に提供するための基盤と連携体制の確保により、包括的に相談を受け止め、必要な支援を受けることができる仕組みづくりを推進します。

【住民の取組】

- ・困りごとがあったらいつでも相談できるよう、住んでいる地域の民生委員・児童委員や、行政等の相談窓口に関する情報を積極的に入手しましょう。

【地域の取組】

- ・民生委員・児童委員や地域の団体は、相談を受けたら行政等に速やかにつながしましょう。

【行政の取組】

取組名	①包括的な相談支援体制の整備	担当課	保健福祉課 関係各課
・複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、役場の各相談窓口で相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めるよう努めます。 ・専門的な知識が必要な場合や、高度に複雑化している相談など一般的な相談窓口だけでは解決が難しい場合は、専門職による相談支援が受けられるように、多機関協働により専門職等の確保と、内容に応じて専門職に引き継ぐ体制を構築します。 ・受けた相談に応じて適切な支援に結びつくように、関係各課や関係機関同士の連携体制を強化し、事案に関する情報共有と速やかな支援が可能な体制を構築します。			

取組名	②複合化した課題を抱える人等への対応	担当課	保健福祉課
生活困窮者や引きこもりなど様々な分野に横断的な課題や、制度の狭間にある課題への支援の整備・拡充を図り、複雑化・複合化した課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、すべての人への包括的な支援を推進します。			

取組名	③関係機関との連携強化	担当課	保健福祉課
- 課題を抱えた人に対し、円滑に各種サービス、支援制度や見守りを提供できるように、関係各課、関係機関や、民生委員・児童委員や老人クラブ、行政区といった地域の人材との連携を日ごろから深めます。 - 村内の福祉の推進において中心的な役割を果たす水上村社会福祉協議会と連携し、情報共有を図りながら地域福祉の推進に努めます。また、組織運営に対する支援を行います。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	高齢者世帯等日常生活支援事業			
取組内容	社会活動への参加機会等が乏しく、日常的に人との関わりがない世帯に訪問介護員が訪問し、生活管理や健康管理を行い、高齢者等が安心して健やかに暮らすことが出来るよう支援を行う。 令和5年度実績：延べ102件			
行動計画				
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
継 続				

基本施策 3 支援を必要とする人への自立支援 【新規】

【施策の方向性】

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域社会を目指すには、生活困窮者やひとり親家庭、住む場所に困っている人など、様々な課題を抱え支援を必要としている人を把握し、地域や関係機関が連携し継続的に支援を行うことで、自立を促すことが重要です。

複雑化・複合化した課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します

【住民の取組】

- ・困りごとを自分ひとりや家族だけで抱え込まず、周囲の人に相談したり、必要に応じて公的な相談窓口を利用しましょう。
- ・地域に気がかりな人がいたら声をかけたり、関係機関や地域の民生委員・児童委員等に相談しましょう。

【地域の取組】

- ・近隣で日ごろから声かけや見守りをし合い、困りごとを抱えた人がいたら、相談窓口等へ相談したり、公的なサービスの利用を勧めましょう。
- ・サービス事業者や、民生委員・児童委員など地域に関わる人や団体は、課題を抱えた人に対し、関係機関と協力し、長期的・継続的な支援を行うことで、自立した生活が送れるように取り組みましょう。

【行政の取組】

取組名	①生活困窮者支援	担当課	保健福祉課
・保健福祉課、水上村社会福祉協議会などで連携して相談対応を行い、生活保護や住宅確保、就労支援等の各種支援へつなぎます。			

取組名	②ひとり親等への支援	担当課	保健福祉課
・ひとり親家庭等が地域で安心して生活できるよう、国・県と連携し、ひとり親家庭医療費助成等の各種制度の実施と相談支援・情報提供等により手厚い支援を行います。			

取組名	③住宅確保要配慮者等への支援	担当課	保健福祉課 建設課
・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する方の住まいの確保等に対し、関係機関と連携し、村営住宅の紹介等の支援を行います。			

取組名	④生きることの包括的な支援の推進	担当課	保健福祉課
・水上村自殺対策基本計画に基づき、地域におけるネットワークの強化やゲートキーパー※1 養成講座等の人材育成など、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進します。			

取組名	⑤障がい者等の就労支援	担当課	保健福祉課
・障がい者等の地域での自立を支えるため、就労を希望する障がい者等に対し相談支援や就労支援サービス・ハローワーク等へのつなぎを行います。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	心配ごと相談：法律相談事業			
取組内容	県弁護士会による法律相談を実施します。 令和５年度実績：毎月第２木曜日　月１回開設			
行動計画				
令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
継　続				

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

基本施策 4 すべての人の権利の擁護 【新規】

【施策の方向性】

地域で共に生きる社会を構築するためには、福祉サービスの充実や地域のつながりづくりとあわせて、一人ひとりの権利を守り、安心して自分らしく暮らせる村をつくることが重要です。そのため、権利擁護の取組や虐待防止対策等を充実し、村民の権利を守ります。

【住民の取組】

- ・人権について正しく理解し、一人ひとりの人格と権利を大事にする意識を持ち、人を差別したり暴力をふるったりしないようにしましょう。
- ・家庭内暴力や虐待等の被害にあっていると思われる人が近くにいたら、専門機関に通報しましょう。

【地域の取組】

- ・村行政や社会福祉協議会と連携し、地域の見守りを充実させ、課題を抱えた人がいたら関係団体や村に相談する、公的な相談窓口の利用を勧めるなど、相談支援へつなげましょう。
- ・村行政と連携し、権利擁護に関する周知・啓発に努めましょう。

【行政の取組】

取組名	①権利と意思決定の尊重	担当課	保健福祉課
・本人の意思決定を尊重し、その決定を支援する体制の整備に向けて、権利擁護に関する各種取組の整備と普及・啓発に取り組みます。 ・福祉サービスの利用等に関して、本人の意思と権利を尊重する観点から、利用者が適切なサービスを選択するために必要となる支援を行います。			

取組名	②権利擁護の制度の利用推進	担当課	保健福祉課
・成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が適当と思われる人への相談・情報提供や利用支援、制度に関する周知・啓発など、利用促進に係る取組を実施します。 ・村社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業の適切な実施を支援します。			

取組名	③男女共同参画に関する周知・啓発	担当課	保健福祉課
・水上村男女共同参画社会づくり計画に基づき、地域における男女共同参画に関する周知・啓発や女性の地域への参画を促進し、固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しの推進と、男女の人権を尊重する意識づくりに取り組みます。			

取組名	④あらゆる虐待等の防止に向けた取組	担当課	保健福祉課
・家庭内暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待など、あらゆる暴力と虐待の防止に向けて、広報やポスター・リーフレット等による周知・啓発を図ります。 ・地域等で事案を早期発見し速やかに通報するとともに、多機関協働で事案解決に向けた支援を行うための地域全体の体制整備に努めます。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	地域福祉権利擁護事業の運営			
取組内容	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある人を対象に、利用者と社会福祉協議会が契約を結び、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行います。			
行動計画				
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
継 続				

基本目標 2 互いに支え合うあたたかいむらづくり

基本施策 1 福祉教育の推進

【施策の方向性】

地域における助け合い・支え合いの基盤づくりに向けて、村民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう福祉意識の醸成に取り組みます。具体的には、地域における福祉活動の意義と重要性をPRするとともに、互いに助け合い、支え合う「福祉のこころ」を育む福祉教育の推進、モラルやマナーの向上に向けた啓発活動に取り組みます。

【住民の取組】

- ・子どもから大人まで誰もが地域活動へ積極的に参加し、様々な活動を体験しましょう。
- ・地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献しましょう。
- ・身の回りのことから助け合い、支え合いをするという気持ちを育てていきましょう。

【地域の取組】

- ・学園や地域における福祉教育を推進するとともに、様々な交流を通じて、地域での助け合い、支え合いの意識を育みましょう。
- ・地域で障がい者、認知症等に関する学習や理解を深める取組を進めましょう。

【行政の取組】

取組名	①地域福祉に関する普及啓発	担当課	保健福祉課
・福祉や人権についての理解を深めるため、広報・普及啓発活動に努めます。 ・高齢者や障がい者、外国人、子育て家庭などの抱える課題に対して理解を深めていけるよう、福祉に関する知識の普及啓発に努めます。 ・地域や事業所、学園において、「認知症サポーター養成講座」を開催します。			

※認知症サポーター：認知症について正しく理解し、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする応援者。厚生労働省が高齢者人口の増加による認知症対策として 2005 年から開始した認知症サポーターキャラバン事業の中で、認知症サポーター養成講座が全国で開催されている。

取組名	②学園等での福祉教育の推進	担当課	教育課 保健福祉課
・学園において、ボランティア体験学習を引き続き実施します。 ・総合的な学習の時間における福祉学習や地域との交流、世代間の交流を推進します。			

取組名	③モラルやマナー向上に向けた啓発活動	担当課	教育課 保健福祉課
・村民一人ひとりが地域に暮らす人々を意識し、互いに気持ちよく生活することができるよう、村民のモラルやマナー、人権意識の向上に向けた啓発活動に努めます。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	ボランティア活動事業（ワークキャンプ事業）			
取組内容	7～9年生による高齢者施設でのボランティア活動体験を実施します。			
行動計画				
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
継 続				

取組名	ボランティア活動事業				
取組内容	ボランティア協力校の活動を支援します。 事業報告・事業計画を提出してもらい、ボランティア活動の実施状況を把握します。				
行動計画					
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
継 続					

取組名	募金活動への取組：日本赤十字社社資募集と共同募金活動の推進			
取組内容	各区や水上学園と協力して実施します。 また、福祉と文化の集いなどのイベントの際に募金活動を実施します。			
行動計画				
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
継 続				

基本施策 2 地域のふれあいの促進

【施策の方向性】

地域の連帯感の醸成に向けて、日常的なつながりの基盤となる地域コミュニティの育成を行います。具体的には、近所の人と会ったときに親しく話をするができる環境づくりに向けて、あいさつ・声かけ活動、見守り活動を推進します。

【住民の取組】

- ・日ごろから近所の人とあいさつを交わしたり、声をかけあったりしましょう。
- ・隣近所と物事を気軽に頼めるような信頼関係をつくりましょう。
- ・地域の行事に積極的に参加しましょう。
- ・隣近所で気になる人がいれば、見守りましょう。

【地域の取組】

- ・地域に住む人同士が、お互いに理解し合うきっかけをつくりましょう。
- ・地域の行事に声をかけ合い、参加しましょう。
- ・地域情報を発信しましょう。

【行政の取組】

取組名	①あいさつ・声かけ活動の推進	担当課	全課
・子どもから大人まですべての村民が、まずは家庭内や隣近所などの身近なところでのあいさつや声かけをはじめ、行政区から村全体へとあいさつ・声かけの取組を展開し、近所付き合いや助け合いを大切にする地域づくりを推進します。			

取組名	②行政区・隣保班等活動への支援	担当課	総務課
・区長会において、行政区や隣保班等の活動に必要な情報提供を行い、地域活動が円滑に運営できるように支援します。			
・行政区に分館活動協力員を1名配置し、行政区の活動が円滑に運営できるよう支援します。			

取組名	③見守り活動の推進	担当課	保健福祉課 教育課 総務課
・地域内での登下校時を含む子どもの見守りや児童虐待防止活動、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などへの見守り活動を促進します。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	見守り支援事業：シルバーボランティア活動との連携			
取組内容	地域住民、民生委員・児童委員、介護事業所と連携し、訪問の必要な世帯の把握と計画的見守り体制の整備を行います。 シルバーヘルパー訪問活動 令和５年度実績：延べ 145 件			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	見守り支援事業：郵便局との連携による声かけ活動の実施			
取組内容	ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい郵便配達時に安否確認を行います。 令和５年度実績：年３回			
行動計画				
令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
継　続				

取組名	見守り支援事業：ひとり暮らしの集いの開催			
取組内容	ひとり暮らしの高齢者のふれあいの場、情報提供の場として活用するとともに、70 歳以上のひとり暮らし世帯を対象に消防、警察等の講話を開催するなど高齢者の暮らしを守る取組を行います。 令和 5 年度実績：年 1 回			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	介護予防：ふれあい会の開催			
取組内容	高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に、レクリエーションや手芸、地域のボランティアを交えた茶話会などの活動を定期的実施します。 令和5年度実績：年間延べ119回、延べ人数1,333人			
行動計画				
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
継 続				

基本施策 3 地域活動の促進と地域の拠点づくり

【施策の方向性】

地域における日常的な交流を促進するきっかけづくりとして、場や機会の充実に取り組みます。具体的には、村民が世代を超えた支え合い・助け合い活動に取り組むことができるよう、世代間交流の促進や身近に集まることができる仕組みづくりを推進します。

さらに、村民同士の交流のきっかけとなる健康づくり活動や社会参加・生きがいきり活動の支援や、活動や行事等の周知・広報に努め、村民の参加促進と活動の活性化を図ります。

また、村民が地域活動、福祉活動を行う上で、身近な地域で村民が気軽に集まれる公民館などの場所の存在が重要となります。これらの場は、交流やつながりづくりの場となるとともに、活動の際の拠点ともなります。

その重要性を踏まえ、公民館などの地域の拠点となる場の整備を図ります。

【住民の取組】

- ・ふれあい会や各地域の行事に積極的に参加しましょう。
- ・隣近所で声をかけ合い、世代間での交流を図りましょう。

【地域の取組】

- ・地域行事等、地域の住民が参加しやすい交流活動を進めましょう。
- ・身近な交流の場として、公民館等を利用しましょう。
- ・障がい者施設等において、障がいのある人と地域住民が交流できる行事や機会をつくりましょう。
- ・高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくりましょう。
- ・行政区、老人クラブ、子ども会などの地域コミュニティや、ボランティア活動において、活発な世代間交流を行いましょう。

【行政の取組】

取組名	①世代間交流の促進	担当課	保健福祉課 教育課
・子どもたちと地域の方との交流や体験活動を通した、水上っ子タイムトンネルや体験学習などを充実させ、地域での世代間交流の促進を図ります。			

取組名	②地域における交流の充実	担当課	保健福祉課
・地域の様々な資源を活用し、身近に集まることができる仕組みづくりを推進します。 ・子育て支援センターさくらっこでの交流の場を中心に地域で子育て家族を見守っていく活動を促進します。			

取組名	③福祉関係行事などの情報の効果的な発信	担当課	保健福祉課
・広報誌やホームページ、アプリなど、様々な媒体を活用して、福祉関係行事について効果的な情報発信を行います。			

取組名	④地域における健康づくり活動の促進	担当課	保健福祉課
・100歳体操や各地域でのスポーツ関連事業など、地域の身近な場所で、村民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動の促進と、活動を通して地域や社会への参加のきっかけとなる仕組みづくりに努めます。 ・実施内容の見直しなど、より効果的な活動の実施に向けた取組を行います。			

取組名	⑤社会参加・生きがいづくりの推進	担当課	教育課 保健福祉課
・水上元気クラブを中心に生きがいづくりのための各種講座を開催します。内容についても多様な学習意欲に応えられるよう整備し、関係機関及び団体と連携した取組を支援していきます。 ・男性の社会的孤立・孤独を防ぐことを目的として、令和5年度に男性の集いの場「メンズシェッド」を設立しました。新たな参加者の確保と活動の活性化に向けて団体の周知を行います。			

取組名	⑥地域の交流と活動の場の確保	担当課	教育課 保健福祉課 産業振興課 地方創生推進課
・村民が気軽に集まり交流するとともに、様々な活動に利用できる場として、公民館をはじめとする公共施設を提供します。 ・村民が利用しやすいよう施設等設備の改修に努めます。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	福祉団体との共催によるスポーツ大会の開催			
取組内容	福祉団体（老人クラブ連合会、身体障害者協議会、母子寡婦会）と共催で、グラウンドゴルフ大会を開催します。 また、コロナ禍前に実施していた福祉団体体育祭を開催してほしいとの要望があることから、各福祉団体と協議し、今後のスポーツ大会の実施方法や内容を検討します。			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

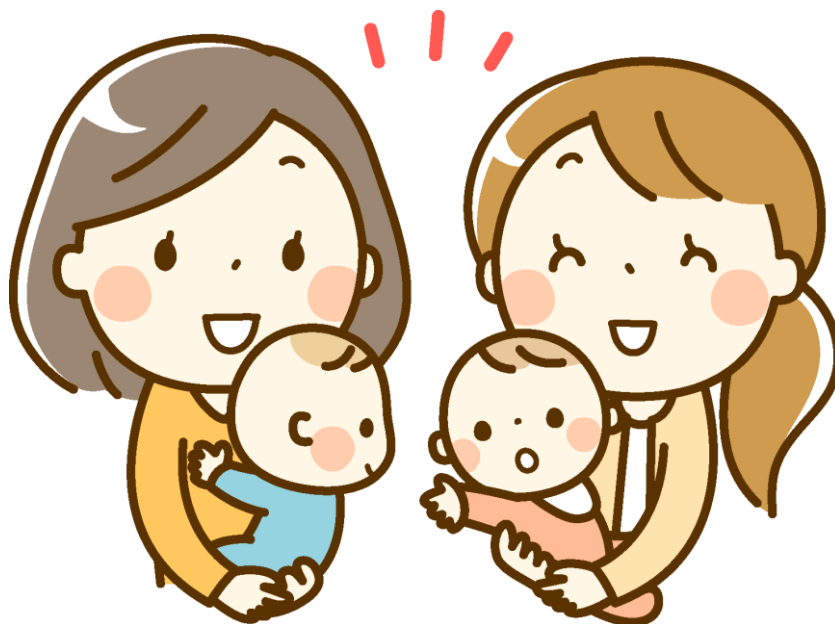
取組名	福祉と文化の集いの開催			
取組内容	子どもから高齢者まで、みんなが参加して楽しく過ごしていただけるようなプログラムを企画実施します。 令和5年度からは時間を短縮して実施し、招待者へは弁当を配付し持ち帰っていただいています。村教育課及び保健福祉課と開催方法やその内容について協議・検討を行います。			
行動計画				
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
継 続				

取組名	福祉団体の組織体制の充実：運営の協力支援			
取組内容	老人クラブなど各種団体の事務処理支援を行います。			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	福祉団体の組織体制の充実：助成金の交付			
取組内容	英霊顕彰会、身体障害者福祉協議会、遺族会、母子寡婦福祉協議会、ボランティア協力校、シルバーボランティアへ助成金の交付を行います。			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	当事者等支援事業：在宅介護者のつどい				
取組内容	日赤介護教室の開催や温泉施設を利用して、在宅介護者のリフレッシュや情報交換など介護者間の交流を深める取組を実施します。				
行動計画					
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
継 続					

取組名	当事者等支援事業：ひとり親家庭の日帰り旅行			
取組内容	ひとり親家庭を対象とした一日家族旅行を開催します。 令和５年度実績：年１回実施			
行動計画				
令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
継　　続				



基本施策 4 地域福祉の担い手の育成・強化

【施策の方向性】

地域の課題解決力の向上や、村民主体の福祉活動の推進に向けて、人材や地域活動団体等の社会資源の掘り起こしや育成に取り組みます。具体的には、活動へ意欲的な村民を発掘し、地域福祉を担う人材や今後の担い手となる後継者の育成に取り組むとともに、様々な分野の要望に対応できるボランティアの育成や資質向上に取り組みます。

地域に根差した活動を行う団体や、地域を超えた広い範囲で活動している団体が幅広い活動を行うことができるよう、ボランティア活動への支援に取り組みます。また、活動の促進に向けた情報提供や、ボランティアセンターを中心とするボランティア派遣に取り組むとともに、企業やサービス事業者に対して働きかけを行うことで、若い世代のむらづくり活動への参加促進を図ります。

【住民の取組】

- ・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・ボランティアに必要な知識を身につけるため、勉強会などに積極的に参加しましょう。

【地域の取組】

- ・ボランティア団体による活動内容の情報発信をしましょう。
- ・ボランティア団体や福祉サービス事業所などはボランティア活動希望者を積極的に受け入れましょう。
- ・ボランティア団体同士による交流を行いましょう。
- ・ボランティア活動にあらゆる世代が興味を持てるように、啓発しましょう。
- ・ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加を呼びかけましょう。

【行政の取組】

取組名	①地域福祉リーダーの育成	担当課	保健福祉課
・村民に対する地域における先進的な活動事例の紹介や研修等の実施により、地域福祉活動の推進・コーディネーター役となるリーダーの育成に努めます。			

取組名	②人材や社会資源の発掘	担当課	保健福祉課 教育課
・次世代のボランティア人材の発掘に向けて、学園と連携し地域の福祉施設等でのボランティア活動に児童・生徒の参加を促進します。			

取組名	③ボランティアの育成と資質向上	担当課	保健福祉課
・ボランティア活動に意欲的な村民から求められる支援を把握するとともに、講座や研修内容の充実に努めます。 ・地域の高齢者のふれあい、健康づくり、介護予防を推進する「介護予防サポーター」の育成に努めます。			

取組名	④ボランティア団体等への支援	担当課	保健福祉課 教育課
・女性の会やシルバー人材、老人クラブ、事業所等の各種団体による清掃活動の支援を行います。 ・各種ボランティア団体に対して、支援が必要な活動に関する協力依頼と情報提供の充実に図ります。 ・活動内容等を広報誌等で積極的に発信するなど、各種団体の活動を促進するための支援に努めます。			

取組名	⑤地域内連携への支援	担当課	保健福祉課
・地域のニーズにあったボランティアを適切に派遣することができるよう、公民館や社会福祉協議会などと情報の共有を図ります。 ・地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携への支援に努めます。			

取組名	⑥社会福祉法人やサービス提供事業者のボランティア活動の促進	担当課	保健福祉課
・社会福祉法人等に対して、社会貢献への理解を働きかけ、福祉・教育・文化・環境・安全等に関するむらづくり活動への協力を引き続き呼びかけます。 ・サービス提供事業者などの施設に対して、ボランティアの受け入れや育成支援について、協力を呼びかけます。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	ボランティア活動事業：ボランティアコーディネート機能の強化			
取組内容	人材を確保し、気軽に参加できるよう機能の強化を図ります。 現在、児童生徒によるワークキャンプ事業及びボランティア協力校活動支援を行っています。			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	ボランティアの実態把握			
取組内容	ボランティアニーズの発掘及び研究調査を実施します。			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	地域支え合い活動事業（ボランティアポイント制度）			
取組内容	ボランティア活動の充実ときっかけづくりを推進し、ボランティア意識の醸成を図ります。 令和５年度実績：ポイント制度登録者 37 名、延べ 47,200 ポイント			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	ボランティア情報の共有と連携			
取組内容	地域住民、福祉活動団体、行政と情報を共有し、連携して活動の支援を行います。			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

基本目標 3 安全安心に暮らし続けられるむらづくり

基本施策 1 減災・防災体制の充実

【施策の方向性】

令和 2 年 7 月豪雨災害や令和 4 年台風 14 号の教訓を踏まえ、災害発生時における地域の自助・互助による減災・防災体制の充実に取り組みます。減災・防災の担い手となる村民、企業・団体、サービス提供事業者、ボランティア等の地域の構成員が、それぞれの果たすべき役割を認識し、主体的に取り組むことができるよう、防災訓練や自主防災組織の育成に取り組みます。

また、要配慮者や避難行動要支援者の把握と避難支援体制の構築や、配慮が必要な人のニーズに合った避難場所の確保に努めます。

※要配慮者：高齢者、障がいのある方、乳幼児その他の特に配慮を要する人。

避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

【住民の取組】

- ・日ごろから災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう。
- ・一人ひとりの防災意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。
- ・地域の防災活動へ積極的に参加しましょう。

【地域の取組】

- ・災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めましょう。
- ・地域の自主防災組織と他の地域組織との連携強化を図りましょう。
- ・防災訓練等、地域での防犯防災活動に取り組みましょう。
- ・災害発生時において、要配慮者を支援しましょう。

【行政の取組】

取組名	①地域における減災・防災力の向上	担当課	総務課
・各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、地域が主体となった防災訓練等を通じて、村民の防災意識の向上と地域の減災・防災力の充実に努めます。			
【自主防災組織数】18 地区中 17 地区			
・消防、警察など防災関係機関と連携し、災害時の初動体制の強化に努めます。			
・災害時ボランティアの育成と連携強化を図ります。			

取組名	②避難行動要支援者の把握	担当課	総務課 保健福祉課
・避難行動要支援者制度に基づき行政区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団等と連携し、要支援者の把握と名簿の提供を行います。 ・定期的に名簿を更新するなど、名簿の精度向上に努めるとともに、関係機関や庁内の連携強化により、名簿の適正管理に取り組みます。			

取組名	③要援護者支援ネットワークの推進	担当課	保健福祉課
・水上村高齢者等見守りネットワーク事業を継続し、社会福祉協議会等の関係団体との連携を強化し、地域における見守り体制を整備することで、住み慣れた地域で長く安心して生活が送れる環境づくりに努めます。			

取組名	④避難所の安全確保と周知	担当課	総務課 保健福祉課
・高齢者、障がい者、妊婦、小さな子どもを連れた家族等でも利用しやすい避難所となるように、避難所環境の改善・整備に努めます。 ・地域の避難所の周知を行うとともに、避難経路の確認などを促します。 ・一般の避難所での生活が困難な高齢者等の避難場所として、福祉避難所の確保と、災害時の円滑な提供に努めます。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	防災セミナーの開催			
取組内容	様々な場を活用したセミナー等を通じ、防災意識の啓発を行います。			
行動計画				
令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
継 続				

取組名	災害ボランティアセンター設置訓練			
取組内容	人吉球磨地域管内の社会福祉協議会で締結した球磨ブロック社協災害時相互応援協定に基づき、管内の社会福祉協議会と連携しボランティアセンターの設置訓練を行います。			
行動計画				
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
継 続				

基本施策 2 地域での防犯体制の推進

【施策の方向性】

社会環境の変化による、ネット犯罪や振り込め詐欺などの犯罪行為の多様化や、犯罪被害の低年齢化など、犯罪傾向の多様化に対応するべく、地域と連携した防犯体制の充実に取り組みます。

地域で犯罪を未然に防ぐことができるよう、村民一人ひとりの防犯意識の向上や、犯罪予防活動に取り組むとともに、警察や学校、その他関係機関と連携した情報提供や相談体制の充実に取り組みます。

【住民の取組】

- ・一人ひとりの防犯意識を高めましょう。
- ・地域の防犯活動へ積極的に参加しましょう。
- ・近所の子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないように見守りましょう。

【地域の取組】

- ・地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう。
- ・消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう。

【行政の取組】

取組名	①地域見守りの推進	担当課	保健福祉課
・地域ぐるみでの高齢者等の見守り活動を支援します。			

取組名	②地域防犯体制の充実	担当課	総務課 保健福祉課
・高齢者を狙った悪質商法等や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。 ・毎年 12 月に悪徳商法・詐欺撃退カレンダーに相談窓口の連絡先を入れ、全戸に配布、また、児童生徒向けの消費生活啓発グッズ等の配布をします。 ・緊急通報装置を設置している高齢者世帯に、「振り込め詐欺見張り隊」という機器を設置し、高齢者を狙った悪質商法等の防止や啓発を行うとともに、犯罪被害等に関する相談事業を実施します。 ・防犯パトロールの実施や子ども 110 番の家の強化など地域安全活動に努めます。			

取組名	③地域の防犯設備の整備	担当課	総務課
・ 暗い通りや危険な箇所など必要に応じて防犯灯の設置を検討します。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	防犯セミナー等の開催			
取組内容	様々な場を活用したセミナー等を通じ、防犯意識の啓発を行います。			
行動計画				
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
継続				



基本施策 3 良好な住環境・道路環境の確保【新規】

【施策の方向性】

バリアフリーや道路・交通環境の改善に努め、高齢者や子どもなども安全に利用しやすい生活環境の確保を目指します。

【住民の取組】

- ・交通安全の意識を高め、日ごろから交通マナーを守りましょう。
- ・近所の子どもや高齢者が事故に巻き込まれないように見守りや交通安全活動に協力しましょう。

【地域の取組】

- ・子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げましょう。

【行政の取組】

取組名	①交通安全運動の推進	担当課	総務課 教育課
・村民や地域団体等による児童・生徒の登下校の見守りを促進します。 ・警察等による子どもやひとり暮らしの高齢者に向けた交通安全教室の実施など、交通安全教育を推進します。 ・交通安全週間に交通指導員やPTA、学園、警察、役場職員等の関係機関と連携し見守りを行うことで、交通安全の推進と犯罪防止に努めます。 ・毎年、交通安全推進協議会、通学路安全推進会議、生活安全推進会議を開催し、各関係機関等で、情報共有と連携を図ります。 ・チャイルドシートや踏み間違い防止、ドライブレコーダーの設置に対する補助を行い、子どもや高齢者等の交通事故防止、交通被害抑制の向上を図ります。			

取組名	②道路環境の整備	担当課	建設課
・交通安全補助工事としてカーブミラーやガードレールの設置、通学路のカラー舗装、防護柵の設置などを行い、高齢者・障がい者・児童にやさしい道づくりを進めます。			

取組名	③移動手段の確保	担当課	総務課 保健福祉課
- すべての村民が地域の交流の様々な機会に出向くことができるよう、多様な移動手段の確保に向け、村の公共交通の利便性の向上や移送サービスの充実に努めます。 - 高齢者等の移動手段として、高齢者等タクシー利用助成事業を実施します。 - 交通空白地や山間部における公共交通網の形成のため、公共ライドシェア※1 サービス等の拡充に努めます。			

取組名	④バリアフリー等の整備	担当課	建設課 保健福祉課 産業振興課 地方創生推進課
- 公営住宅に居住する高齢者の増加を踏まえ、公営住宅のバリアフリー化を図ります。 - 高齢者が安心して生活できる住居の確保に向けて、介護保険対応による住宅改修や村事業の高齢者等住宅改造補助金事業により、住宅改修を支援します。 - 公共施設の改修の際には、バリアフリー化など、高齢者や障がい者、子ども・子育て世帯でも利用しやすい設備の導入を図ります。			

【社会福祉協議会の取組】

取組名	福祉用具貸与事業：寝台・車椅子等の福祉用具を貸与			
取組内容	介護保険や福祉用具レンタルが難しい在宅介護者への支援を行います。			
行動計画				
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
継 続				

※1 公共ライドシェア：鉄道やバスなどのサービス提供が困難な地域において、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の趣旨

高齢化社会が進行する中で、認知症や障がいがあることで財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会で支えることは喫緊の課題であり、その解決は地域共生社会の実現にもつながります。成年後見制度はそのための重要な制度ですが、全国的に、制度の周知や利用に関する支援が不十分であり、制度を必要とする方が制度を利用しにくい状態となっています。

こうした状況を踏まえ、国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）を施行し、市町村に対しては、「成年後見制度の利用の促進に関する市町村計画」の策定を努力義務と定めました。

本村においては、アンケート調査では成年後見制度の認知度は36.1%とまだ十分に制度が浸透しているとは言えない一方、成年後見制度を利用してもよいと考える75歳以上は32.1%と高齢者からのニーズがあることから、制度に関する周知強化と制度を必要とする人が円滑に制度を利用できる体制の構築が望まれます。

これらのことを踏まえ、様々な福祉課題が原因で成年後見制度利用を希望する人が多いであろうことを考慮し、福祉分野の上位計画である「水上村地域福祉計画」に「水上村成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定することとしました。

今後は、本計画に基づき、成年後見制度の利用や体制整備、制度の周知といった各施策を着実に推進し、権利擁護の取組を充実させることで、判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らせる村づくりに努めます。

【成年後見制度とは】

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等があることによって、日常生活等での判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けられるように、成年後見人等が、財産の管理や身上保護などの法律行為を代理し、法的に保護・支援する制度です。

■成年後見制度チラシ（厚生労働省ホームページより）

こんな方に成年後見制度

任意後見
将来、認知症になった時に、財産の管理等が心配！
判断能力が不十分で、契約や手続がとどこおる！

法定後見
物忘れがひどくなり、だまされて借金をくり返す！
正しい判断ができず、不当な契約を結ばされる！

成年後見人等が本人に代わって、契約や手続をしてくれる。
成年後見人等が不当な契約を取り消してくれる。

●「成年後見制度」の種類●

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に備える方へ	判断能力が不十分な方へ	判断能力が著しく不十分な方へ	判断能力が欠けているのが通常の状態の方へ
判断能力があるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消 ※日常に要する行為は除く
自分で選んだ人を任意後見人にすることが出来る	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人)		

任意後見と法定後見では手続の流れが違います。
詳しくは、「厚生労働省 成年後見制度」のホームページでご確認ください。

第2節 計画の概要

（１）水上村成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

水上村成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」です。

また、成年後見制度利用促進基本計画については、市町村地域福祉計画と一体的に策定してよいとされていることから、第4期水上村地域福祉計画に包含して策定を行いました。

（２）水上村成年後見制度利用促進基本計画の記載事項

国の「成年後見制度利用促進計画策定の手引き」で示されている、計画に記載することが望ましい事項は以下のとおりです。

■市町村成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項

○権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- ◇権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ◇早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ◇意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

○地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針

○地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

○「チーム」「協議会」の具体化の方針

○ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

第3節 取組の方針

方針1 権利擁護支援の地域ネットワークの体制整備の方針

【地域連携ネットワークの体制の方針】

水上村内の地域連携ネットワークについては、水上村保健福祉課を中核機関とし、関係各課、社会福祉協議会、村内の保健・医療・福祉関係事業所、民生委員・児童委員、専門職等によりネットワークを構築することとします。

【地域連携ネットワークの3つの役割の方針】

権利擁護支援の 必要な人の発見・支援	○地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。 ○成年後見制度を利用した方がよいと思われる人の早期発見のために、区長、民生委員・児童委員、福祉施設など、そういった人に接する機会が多い関係団体等に対し制度に関するより詳細な周知・啓発を行うとともに、必要に応じて一次相談を利用するよう呼びかけます。
早期の段階からの 相談・対応体制の整備	○早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について村民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。
意思決定支援・身上保護 を重視した成年後見制度 の運用に資する支援体制 の構築	○成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

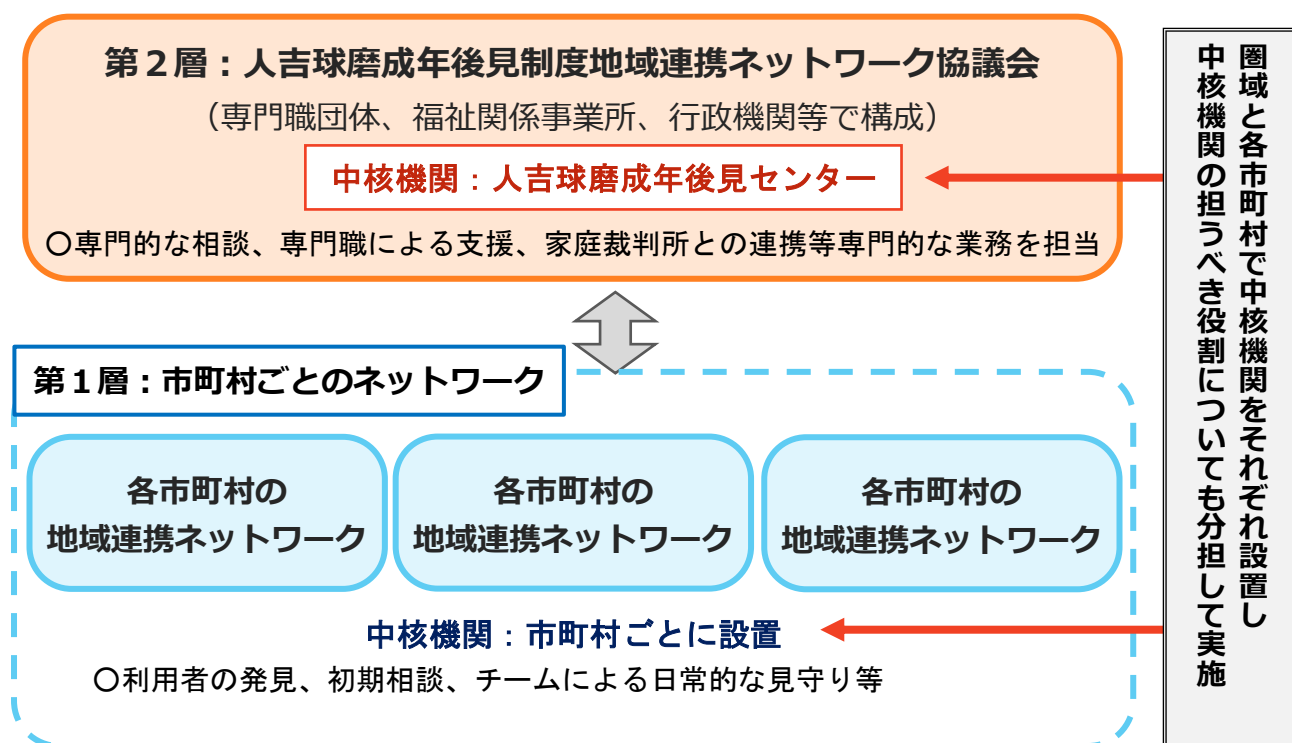
方針2 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針

【中核機関の整備・運営方針】

水上村における権利擁護支援のネットワークは、水上村内と人吉球磨成年後見センターにそれぞれ中核機関を置き、役割分担を行う「機能分散型広域委託設置」とします。

水上村保健福祉課を第1層中核機関とした村内のネットワークと、人吉球磨成年後見センターを第2層中核機関とした人吉球磨圏域全体のネットワーク（人吉球磨成年後見制度地域連携ネットワーク協議会）からなる重層的な地域連携ネットワークを構築します。

【人吉球磨圏域の機能分散型広域委託設置のイメージ】



人吉球磨成年後見センター

平成27年4月に、人吉球磨圏域10市町村から社会福祉法人人吉市社会福祉協議会へ委託し、成年後見制度の利用支援に関する事業を行う機関として設置されたものです。

成年後見制度の利用手続き支援、市民後見人の育成・活動支援、家庭裁判所との連携など、人吉球磨圏域の成年後見制度の利用支援において中心的な役割を果たしています。

方針3 地域連携ネットワーク等の4つの機能の段階的・計画的整備方針

地域連携ネットワーク及び中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの具体的機能を担うべきとされており、副次的効果として、不正防止効果についても期待されています。

これらの機能について、本村では中核機関である人吉球磨成年後見センターと水上村保健福祉課で連携して、以下のとおり取り組みます。

成年後見制度に関する 周知・広報	保健福祉課	○広報紙や村ホームページでの情報公開、国・県等の作製した成年後見制度に関するパンフレット・ポスター等の掲示を行い、制度の周知・啓発を図ります。 ○人吉球磨成年後見センターの主催する成年後見制度に関する出前講座を実施します。 ○被後見人等を支援するチームや地域などの関係者に対し、成年後見制度に関する情報提供を行います。 ○地域、民生委員・児童委員、福祉施設等への周知・啓発及び連携を行い、成年後見制度を利用した方が良いと思われる人の早期発見に取り組みます。
	人吉球磨成年後見センター	○成年後見制度及び利用促進に関するパンフレット等を作成・配布します。 ○関係機関との連携を行い、制度についての情報提供を行います。 ○出前講座など、村民、関係者向けの講座、セミナーを開催します。
相談機能の 充実	保健福祉課	○各窓口で成年後見制度の利用に関する相談対応機能を向上させ、一次相談（総合相談）の窓口としての機能の充実に取り組みます。 ○成年後見制度に関する明確かつ包括的な相談窓口の設置及びその周知を行います。 ○広域と連携を行い、利用相談等に対し、権利擁護アセスメント（評価）・ニーズの見極めを行います。
	人吉球磨成年後見センター	○具体的な利用に向けた支援機関として、二次相談（専門相談）を行います。 ○住民・関係者向けの相談会を開催します。 ○補助、保佐類型の利用も視野に入れ、利用相談に対して成年後見制度に関わるアセスメント、ニーズの精査を行います。 ○弁護士等の各専門職と連携し、相談支援体制を構築します。 ○地域の福祉専門職、事業者、医療関係者等と連携し、被後見人等の発見と見守り体制を構築します。

成年後見制度 の利用促進	保健福祉課	○人吉球磨成年後見センターの実施する「成年（市民）後見人養成講座」に関する実施支援、周知・広報を行い、成年後見制度に関する理解の促進と市民後見人の養成・確保に努めます。 ○広域と連携を行い、必要に応じて成年後見申立ての支援として親族申立ての支援、村長申立等を行います。 ○本人の状況や必要に応じて、広域と連携を行い、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）などの関連制度から成年後見制度への移行を図ります。
	人吉球磨成年後見センター	○成年後見人受任調整会議を開催し、求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討（受任者調整）を行います。 ○申立書類作成など、申立てに関わる相談対応、支援を行います。 ○市民後見人の養成及び活動の促進、後見人実務経験の確保に向けて、養成研修の実施や人吉市社会福祉協議会としての法人後見業務を行います。 ○家庭裁判所と連携し、地域連携ネットワークの中での課題等に関する意見交換、協議会等への参加依頼を行います。 ○法人後見の担い手の育成・活動支援を行います。
後見人支援	保健福祉課	○後見人一人では解決できない問題があることや成年後見活動について不明な点が生じた場合への対応として、チームや人吉球磨成年後見センター等と連携し、市民後見人、親族後見人への日常的な相談対応や、フォローアップし研修等に関する情報提供を行う等、後見活動に関する支援に努めます。 ○新たにチームに加わる関係者に対し、研修会や情報提供を行います。 ○チーム等と連携し本人の状態を把握し、判断能力の低下など本人の状況が変化する場合は、人吉球磨成年後見センターへつなぎます。
	人吉球磨成年後見センター	○市民後見人等への支援として成年後見人に対する相談体制の構築やフォローアップ研修、チーム関係者への研修を行います。 ○本人と後見人の関係がうまくいっていない等、専門職、親族後見人の交代等の必要が生じた場合に迅速かつ柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。 ○本人の状況に応じて任意後見契約等の発効が必要なケースを発見した場合には、適切に制度を利用できるよう支援を行います。
不正防止効果	保健福祉課	○日ごろからチームと連携することで、チームメンバーが気になることがあった場合に中核機関に相談しやすい環境づくりを行います。
	人吉球磨成年後見センター	○親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期把握可能な環境整備のために、第一層中核機関との連携、不正防止の相談窓口の明確化などに努めます。

方針4 「チーム」「協議会」の具体化の方針

【チームの体制】

チームは、本人を後見人とともに支え、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結びつける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たします。後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

国の基本計画において、チームはできる限り既存の支援の枠組を活用して編成することとされています。

本村においては、当人の状況に合わせて、それまで本人を支援してきた身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が中心となってチームを組織します。チームの組織・運営にあたっては「チーム会議」を開催し、ケースに応じた支援チームの編成の検討や、後見人就任後の支援状況のモニタリングを実施します。

【協議会の体制】

「協議会」は「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体です。

「協議会」は市町村単位あるいは広域で1つの設置とは限らないとされていることから、水上村（第一層）、人吉球磨圏域（第二層）でそれぞれ「協議会」を設置するものとします。

人吉球磨圏域においては、人吉球磨成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を設置し、水上村内においては、本村に関わる地域の様々な相談を包括的に支援します。

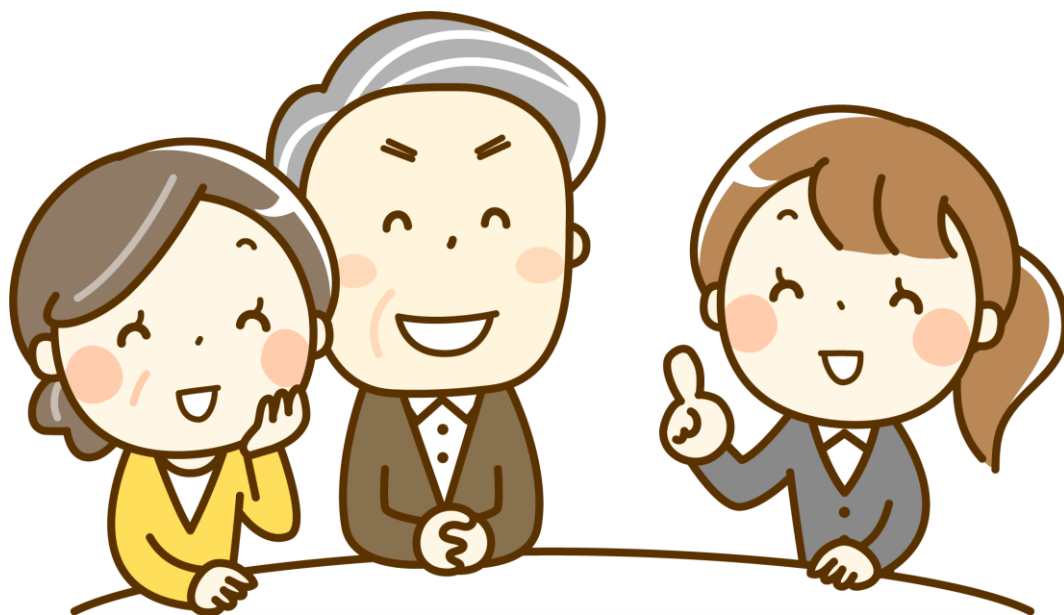
層	水上村（第一層）	人吉球磨圏域（第二層）
名称	保健福祉課	人吉球磨成年後見制度 地域連携ネットワーク協議会
事務局	保健福祉課	人吉球磨成年後見センター

方針５ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

本村では、成年後見制度利用の助成制度として地域福祉権利擁護事業を実施します。

地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者等の権利を守る成年後見制度や福祉サービスの利用契約や通帳の管理、預貯金の出し入れ等については、社会福祉協議会と連携しながら、財産や人権が守られるよう支援する事業です。



第6章 再犯防止推進計画

第1節 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成14年の285万4千件をピークに減少傾向にあります。平成27年から令和3年までは連続して戦後最少を更新していたものの、令和4年は20年ぶりに増加に転じ、令和5年も引き続き増加して70万3,351件となっています。また、少年による刑法犯等についても平成24年以降戦後最少を更新し続けていましたが、令和4年以降増加に転じ、令和5年は3万4,768人となっています。

刑法犯の件数は減少傾向にあるものの、検挙された人数における再犯者の割合は高く、令和5年は全国の刑法犯検挙者中の再犯者率が47.0%となっており、犯罪の防止のためには、犯罪をした人の再度の犯罪を防ぐための取組が重要となります。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱えるとともに、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、福祉の観点からの支援が必要です。そしてそれは、更生保護に係る保護観察所、保護司、協力雇用主等の取組だけではその内容・範囲に限界があり、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行政や民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」）」においては、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務として課されました。

これらのことから、罪を犯した人等の円滑な社会復帰の支援や、犯罪や非行の未然防止に取り組むことにより、犯罪をした人が再び罪を犯すことなく暮らせる社会を実現するとともに、安心・安全な地域づくりを推進するため、「水上村再犯防止推進計画」を策定します。

再犯防止に関する国の主な動向		
平成24年度	「再犯防止に向けた総合対策」を決定	・再犯防止に向け、政府全体として取り組むべき4つの目標を掲げる
平成28年度	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	・地方公共団体の責務を明記し「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務化
平成29年度	「再犯防止推進計画」閣議決定	・就労・住居の確保など7つの重点課題と施策をまとめる
令和4年度	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定	・第一次計画の重点課題を踏襲しつつ現状に合わせて取組を修正

第2節 計画の概要

（１）水上村再犯防止推進計画の位置づけ

「水上村再犯防止推進計画」は、「再犯防止推進法」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」です。

（２）計画に基づく再犯防止施策の対象者と再犯防止の定義

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第2条では、犯罪をした人及び非行少年、非行少年であった人を「犯罪をした者等」と表現しています。この表現を踏まえ本計画ではこれらの人を「犯罪をした人等」と表現します。

また、「再犯の防止等」とは、非行少年の非行をなくすこと等を含め犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐことを指します。

■再犯防止施策の対象者

【再犯防止推進法】

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（３）再犯防止推進計画の内容

法務省の「地方再犯防止推進計画策定の手引き」が示す、計画に盛り込むことが考えられる主な内容は以下のとおりです。

■地方再犯防止推進計画に盛り込むことが考えられる主な内容

- 計画策定の趣旨等（趣旨・目的、位置づけ、対象者等）
- 地域における再犯防止を取り巻く状況
- 取組内容
- 推進体制

第3節 水上村の再犯防止を取り巻く状況

水上村の令和2年から5年の犯罪の認知件数は0～6件となっています。

犯罪率は、0.0～3.0と熊本県と同じかそれ以下となっています。

村民アンケート調査(P27掲載)では、再犯防止に関する考えに同意する人が66.0%、犯罪をした人の立ち直りに協力したいかについては、「思う」が14.2%、「どちらかといえば思う」が36.7%、「わからない」が26.7%となっています。

再犯防止に必要な取組のうち、市町村や地域に関連する取組としては、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が46.1%、「犯罪を地域の問題として捉え地域ぐるみで再犯防止に向けた支援をする」が24.2%、「犯罪をした高齢者などに対して、福祉制度の利用を促進する」が20.0%となっています。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
水上村	認知件数	1件	6件	0件	1件
	犯罪率	0.5	3.0	0.0	0.5
熊本県	認知件数	5,081件	5,187件	4,944件	6,174件
	犯罪率	2.9	3.0	2.9	3.6

出典：「発生市町村別犯罪率」（熊本県警察）

※犯罪率：人口1,000人あたりの認知件数

第4節 取組の内容

(1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

①就労の確保等に対する支援

【現状と課題】

法務省の過去の調査では、刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかとなっています。

これまで、犯罪をした人等の就労確保に向けて、法務省と厚生労働省は協働で、犯罪をした人等を実際に雇用している協力雇用主の増加などの就労支援対策を進めてきました。しかし、依然として保護観察終了時に無職であったり、雇用されても人間関係のトラブル等から離職する人が少なくないなどの課題があることから、適切な職業マッチング促進のための多様な業種の協力雇用主の開拓、本人に寄り添った就職・職場定着支援等が求められます。

【村の取組】

- 相談があった場合は、熊本県等の実施する生活困窮者に対する就労訓練事業や、高齢者、障がい者を対象とする職業紹介、職業訓練に関する情報提供を行い、本人の状況や意向にあった就労に向けた支援を図ります。
- 犯罪をした人等を積極的に雇用する協力雇用主となる事業所の活動支援に努めます。

②住宅の確保等に対する支援

【現状と課題】

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内の再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者と比較して約2倍となっていることが明らかとなっています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等の推進の観点から住居の確保支援が求められます。

【村の取組】

国土交通省からの通知「『再犯防止等の推進に関する法律』に基づく犯罪をした人等の公営住宅への入居について（平成29年12月15日付国住備第120号住宅局長通知）」において、犯罪をした人等の公営住宅への入居についての配慮や留意点が示されていることから、村営住宅への犯罪をした人等の入居に関しては、当該通知の趣旨や村営住宅の状況等を踏まえ適切に対応します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

【現状と課題】

全国的に、高齢者は刑務所出所後2年以内の年齢別再入率が他の世代と比較して高くなっています。また、知的障がいのある受刑者は、一般的に再犯に至るまでの期間が短いこと等が明らかとなっています。

犯罪をした人のうち、医療や福祉の支援を必要としている高齢者・障がいのある人等が、保健医療・福祉サービスについて十分な情報等を持っていないことなどにより、支援が行き届かず再犯につながっているケースもあることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化やサービス利用に向けた適切な支援が求められます。

また、覚せい剤や大麻などの薬物事犯については、犯罪をした人であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物依存症からの回復に向けて、保健医療の面からの支援が必要となります。そのために、薬物依存等への相談支援や治療等に携わる人材・関係機関の充実に関する国・県とも連携した取組や、地域社会の保健医療機関等の関係者が長期的な支援を行えるよう、連携体制の強化が求められます。

【村の取組】

- 犯罪をした高齢者や障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対して、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。
- 犯罪をした人等が生活困窮等により再犯リスクに結びつかないよう、相談等があった場合は生活困窮者支援の各種支援へのつなぎなど適切に対応します。
- 薬物依存症に悩む人が薬物依存からの回復について正しい知識を持ち適切な支援につながるよう、国・県や各種団体等と連携し、薬物依存に関する啓発活動を実施します。
- 薬物依存に悩む人に対しては、必要に応じて人吉保健所、県精神保健福祉センター及び各種医療機関等へつなぐなど適切な支援を図ります。

(3) 学校等と連携した就学支援の実施等

【現状と課題】

熊本県再犯防止推進計画によると、熊本県内の刑法犯少年は、平成 15 年をピークとして減少傾向で推移していましたが、令和 3 年、令和 4 年は増加に転じています。

また、ほかの犯罪の入り口になることが多い、万引き、自転車盗などの初発型非行が高水準で推移するとともに、近年、非行の低年齢化や行為の凶悪・悪質化の傾向も見られます。

少年非行には、貧困や虐待等の被害体験、インターネットや SNS からの影響など様々な背景があり、その解決には、学校などの関係機関と連携し、社会全体で取り組む必要があります。

また、社会で就職して自立した生活を送る上で高等学校卒業程度の学力が求められることが多い一方で、非行が修学からの離脱を助長し、または復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組や修学を希望する者の学ぶ機会の確保が重要となります。

【村の取組】

- 水上学園にスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者への相談支援体制を整備します。
- 水上学園や地域と連携し、青少年が犯罪に巻き込まれることがないように地域の見守りを充実します。
- 国・県や熊本県青少年育成県民会議等と連携し、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7 月）や「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」（7～8 月）の期間等を中心に、青少年の非行防止や犯罪からの保護に関する周知・啓発を行います。
- 再び学ぶ場として熊本県が設置する夜間中学について、周知・広報を図ります。

(4) 国・県、関係機関等との連携及び民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等の取組

【現状と課題】

犯罪をした人等への社会復帰のためには、国等による刑事司法手続きによる支援のみならず、県や市町村による一般住民を対象とする各種サービスの提供等による支援も重要となります。国、県、村行政、保護司をはじめとする民間団体等が、それぞれ適切な役割分担があることを踏まえて、連携を強化し地域社会の安全・安心を共に担うパートナーとして協働して取り組むことが求められます。

全国的に、再犯の防止に関する取組は、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、篤志面接委員や教誨師、少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

一方で、再犯防止に関する取組は「社会を明るくする運動」等を通して、全国的に広報・啓発活動が行われているものの、村民にとって必ずしも身近なものではなく、十分に認知されているとはいえない状況です。

現在、水上村では3人の方が保護司として活動されています。

村内で活動される保護司及び関係団体等が円滑に活動できるように、民間ボランティアの確保と、活動しやすい環境づくりのために、再犯防止に関する取組について地域への広報・啓発が求められます。

【村の取組】

○犯罪をした人等の中には、様々な課題を抱えた人がいることを踏まえ、そのような人々が支援制度やサービス、支援機関等につながるができるよう、国・県が実施している各分野の支援制度やサービス等の情報収集と、当事者・支援者への情報提供を行います。

○「社会を明るくする運動」強調月間、再犯防止啓発月間において、「青少年の非行・被害防止強調月間」との連携も検討しながら、再犯防止に関する活動について広報みずかみ等を活用した広報・啓発に取り組みます。

○保護司の活動に関する周知・啓発のために、保護司活動に関する国・県等のポスター等の掲示などを行います。

○保護司の活動を支援するとともに、保護司がその活動の中で民生委員・児童委員など地域の団体等と連携する必要がある場合はその仲立ちを行います。

※BBS会：様々な課題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年の問題解決を支援し犯罪や非行のない地域社会実現を目指す青年ボランティア団体。

篤志面接委員：刑務所や少年院等で、面談等を行い社会復帰を支援する民間ボランティア

教誨師：刑務所で受刑者等に、過ちを悔い改め徳性を養うための道を説く人。多くの場合、僧侶、神父・牧師など宗教家が任ぜられる。

第7章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

誰もが安心して生活し、自分らしく活躍する地域共生社会の実現のためには、村行政のみならず、村民、地域、関係機関等の各主体が連携しつつそれぞれの役割を果たすことが重要です。

定期的に発行する「広報みずかみ」やホームページなど、様々な媒体を通じて本計画の周知を図るとともに、各主体に期待される役割についての理解と協力を求めています。各主体に期待される役割は以下のとおりです。

【住民の役割】

村民一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識を持ち、日ごろから地域で活動し、支え合うとともに、地域福祉活動へ積極的に参加します。

【民生委員・児童委員の取組】

地域で村民の立場に立って相談に応じる立場として、行政や社会福祉協議会、行政区と連携し、村民に身近な地域福祉活動の担い手として活動します。

【関係団体の取組】

水上村では、行政区、老人クラブ、保護司など、様々な団体が地域や福祉関連分野で活動しています。村民に対し活動への協力や参加を呼びかけたり、村行政や社会福祉協議会などの関係団体等と連携し必要に応じて支援等を受けながら、活動の推進と活性化に努めます。

【社会福祉協議会の取組】

村内の福祉サービス、事業等の実施主体として、各種サービスを適切に実施するとともに、行政や村民、関係団体等を結ぶネットワークとしての役割を担います。

【行政の取組】

地域福祉を推進するためのリード役、調整役としての役割を担い、福祉サービスの基盤整備、地域ネットワークの連携強化、地域福祉への住民参加促進や活動の場の提供を行います。

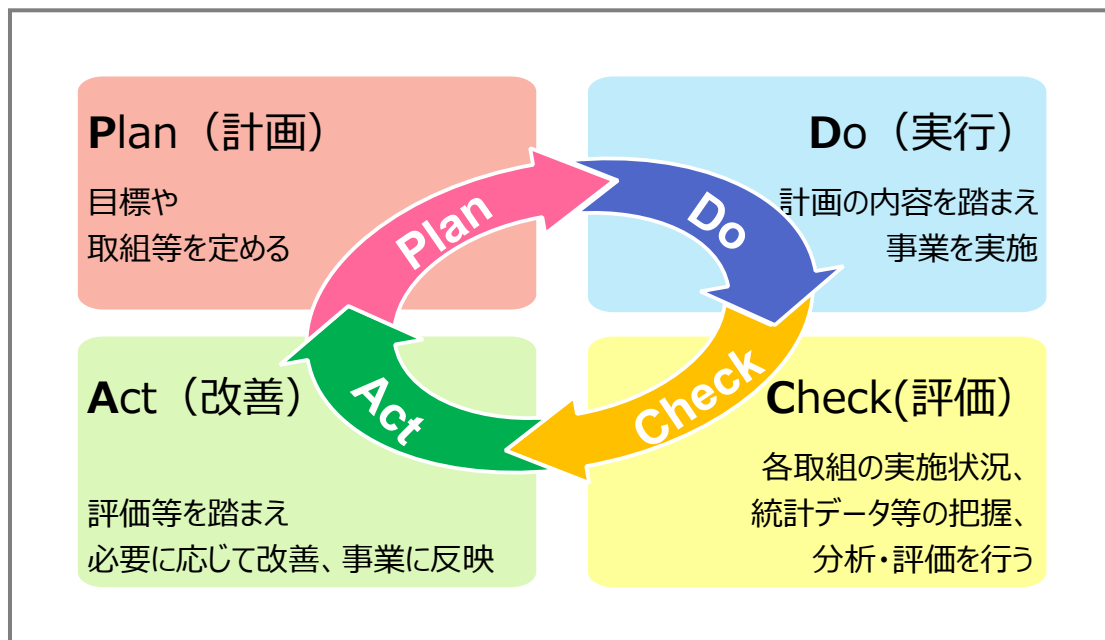
庁内の推進体制については、地域福祉は、福祉、保健、医療、教育、道路、交通など住民生活の多様な分野に関連することから、全庁的に推進することとします。

第2節 計画の進行管理

本計画は、地域の住民、福祉活動団体、社会福祉協議会、水上村等が協働で進める計画です。本計画を効果的に進めるため、計画内容の進捗状況や各施策の方向性を行政のみならず村内関係者でチェックする評価体制の確立が求められます。

このことから、「水上村地域福祉審議会」において、計画の進行管理については、住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の進行管理を行います。

【PDCAサイクルによる計画の点検・評価】



～参考～ 水上村社会福祉協議会の概要～

名称	社会福祉法人 水上村社会福祉協議会
所在地	〒868-0701 熊本県球磨郡水上村大字岩野 2678 番地 水上村保健センター内
電話	0966-44-0782
F A X	0966-44-0531
メールアドレス	mizukamishakyo@ichifusa.jp
法人成立日	平成元年 4 月 1 日
サービスの種類	福祉サービス利用援助事業 社会福祉事業に関する助成 生活困窮者等自立相談支援事業 地域福祉事業 共同募金配分金事業 ボランティア活動推進事業 生活福祉資金貸付事務受託事業 心配ごと相談支援事業 福祉用具貸与事業 生活支援ハウス運営事業 老人居宅介護等事業（訪問介護） 老人デイサービス事業（通所介護） 障害福祉サービス事業（居宅介護） 居宅介護支援事業 配食サービス事業 高齢者世帯等日常生活支援事業 公益事業 収益事業

資料編

第1節 水上村地域福祉審議会規則

平成18年4月1日規則第1号

水上村地域福祉審議会規則

(設置)

第1条 水上村の福祉計画及び村民の福祉向上施策の重要な事項について、総合的に検討し施策の推進を図るため、村長の附属機関として水上村地域福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、次の事項を審議し答申するものとする。

- (1) 高齢者の福祉に関すること。
- (2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること。
- (3) 老人福祉計画に関すること。
- (4) 障害者自立支援計画に関すること。
- (5) 村営の老人福祉施設の入所及び管理運営に関すること。
- (6) その他社会福祉に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、村長が7人以内で委嘱する。

- (1) 村議会代表
- (2) 民生児童委員
- (3) 国民健康保険運営委員代表
- (4) 老人会代表
- (5) その他村長が必要と認める者

(会議)

第4条 審議会は、村長が必要に応じその都度招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、職名をもって充てられた者はその任期期間とし、補欠又は事故によって交替したときはその残任期間とし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第2節 水上村地域福祉審議会名簿

所 属 団 体	氏 名	備 考
水上村議会	杉野 久志	議会産業厚生常任委員会委員長 国民健康保険運営協議会会長
水上村民生委員・児童委員	井上 理恵子	主任児童委員
水上村国民健康保険運営協議会	椎葉 浩二	国民健康保険運営協議会委員 区長会長
水上村老人クラブ連合会	藏座 國美	会長
水上村身体障害者福祉協議会	那須 利広	会長
水上村社会福祉協議会	入江 拓実	事務局長
上球磨地域包括支援センター	永濱 慶尚	主任介護支援専門員

第 4 期 水上村 地域福祉計画
第 3 期 水上村 地域福祉活動計画
(令和 7 年度～令和 11 年度)

発行日：令和 7 年 3 月

発 行：水上村 保健福祉課

〒868-0795 熊本県球磨郡水上村大字岩野 90 番地

電話：0966-44-0313 F A X：0966-44-0662

水上村社会福祉協議会

〒868-0701 熊本県球磨郡水上村大字岩野 2678 番地

電話：0966-44-0782 F A X：0966-44-0531
